

## 平安中・後期の対外関係とその展開過程

森 公章

はじめに

私は先に来日宋商人朱仁聰や周文裔・周良史の動向を取り上げて、日宋間の通交が本格化する十世紀末～十一世紀前半について、彼我往來の様相、渡海制・年紀制など日本側の法制とその運用実態などを考究することを通じて、藤原道長執政期の対外政策のあり方を解明し、藤原頼通期、さらには院政期につながる展望を示した<sup>①</sup>。十一世紀後半の頼通期は史料の制約があり、外交案件に対する具体的対応がわかる事例が少なく、平安後期に入る院政期に関しても道長期程にはまとまった考察材料が存する訳ではない。したがって十一世紀後半以降の対外関係を究明することはなお残された課題であり、史料の制約を克服しつつ、改めて考察を深化することが求められる。

前稿では頼通期の事例にも若干言及したが、本稿ではそれらも含めて、平安中・後期の対外関係の諸様相について検討を試み、鎌倉時代以降への展望を視野に入れながら、古代末期の様態にも触れ、古代対外関係史を私なりに再構築するための基礎作業としたい。<sup>②</sup>当該期の状況としては、宋商人の長期滞在型から短期往來型への変化、大宰府鴻臚館の終焉と大宰府を中心とする交易環境の変容、宋人居留地である唐房（坊）の形成などがあり、日本側からの俗人の渡海者

も出現している。また大宰府周辺だけではなく、敦賀など日本海岸地域でも宋人の来航・居留が知られる。<sup>(3)</sup> 当該期はまた、道長・頼通期の摂関家による権力掌握・一元的な外交権の行使から院政の展開、有力寺社・武士など諸権門の活動へと変遷するところであり、外交方策がどのように策定されたのかにも留意する必要がある。<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup>

以下、こうした諸問題を念頭に置きながら、商客の動向や北宋から南宋への変遷（一一二七年Ⅱ大治二）といった彼岸の状況、大宰府・到着地など対外関係の最前線での様相、中央側の意志決定のあり方、唐物の需要と供給方法等々の日本側の様態を整理し、平安中・後期の対外関係の全体像を理解することに努めたいと思う。考察の順序としては、まず短期滞在型の商客来航とその活動内容、唐房や博多綱首など大宰府、またその他の到着地における交易環境のあり方など彼我通交の様態を検討することから始める。次に彼らと交流する日本側の諸勢力の動向、唐物の入手と流通、日本人の海外渡航とそれを支援する人々、対外案件への対処方法等々、日本側の応対の諸様相を明らかにしたい。こうした考察の上に、平安中・後期の外交史上の位置づけや鎌倉時代以降への展望をまとめ、対外関係の行方を見通すことができればと考える。

### 一 商客の来航と滞留

藤原道長執政期に渡宋した寂照から七十年程を隔てて、延久四年（一〇七二）に成尋が渡海した際、入宋後には陳詠という宋商人が通事を務めた。成尋は結局入宋巡礼の許可を得ないまま、密航という形で渡宋したので、当初天台山参詣後に日本に戻るという名目で宋の国内移動許可を得て天台山行きを実現し、その後五臺山参詣の希望を表明したところ、宋皇帝から上京・面見の指示を得て、以降は皇帝の使臣とともに円滑に旅程を進めることができたのである。但し、

当初の天台山行きに伴う様々な手続きやその道中は勿論のこと、以後の首都開封への京上、五臺山参詣、京内での諸行事や諸僧との交流、そして弟子五人の先行帰国等々、すべてにおいて通事陳詠に依存するところは大きかった。成尋の渡海日記『参天台五臺山記』(以下、『参記』と略称)巻三熙寧五年八月十五日条〔17〕<sup>6)</sup>では、天台山滞在が決定した際に、杭州から台州までの移動に必要であった公移を杭州に返却するために、六月八日〔1082〕以来別れていた陳詠と杭州で合流し、「為悦無極」と記しており、成尋が陳詠を頼みに思っていた様子が看取される。<sup>7)</sup>

この陳詠は「昨於三慶曆八年内<sup>1)</sup>、本州市舶司給<sup>2)</sup>得公牒<sup>3)</sup>、行<sup>4)</sup>日本<sup>5)</sup>興販前後五廻」(『参記』巻八熙寧六年四月十二日条〔411〕所引尚書祠部牒)とあるので、慶曆八年(一〇四八)永承三(一〇四八)以来五回も彼我往来を行っていたことが知られ、「昨於三治平二年内<sup>1)</sup>、往<sup>2)</sup>日本<sup>3)</sup>国<sup>4)</sup>買売<sup>5)</sup>、与<sup>6)</sup>本<sup>7)</sup>国<sup>8)</sup>僧成尋等<sup>9)</sup>相識、至<sup>10)</sup>熙寧二年<sup>11)</sup>從<sup>12)</sup>彼<sup>13)</sup>国<sup>14)</sup>販<sup>15)</sup>載留黃等<sup>16)</sup>、杭州抽解貨売、後來一向只在<sup>17)</sup>杭<sup>18)</sup>・蘇州<sup>19)</sup>買売」(巻二熙寧五年六月五日条〔170〕所引杭州公移)とも記されているから、直近では治平二年(一〇六五)治曆元(一〇六五)熙寧二年(一〇六九)延久元(一〇六九)に日本に滞留して、硫黄などを入手しており、またその際に成尋と知己になっていたことが判明する。陳詠は前稿で触れた周文裔・周良史父子の次の世代の宋商人で、藤原頼通執政期を通じて活動する存在であった。彼は二十年間のうちに五回、四年に一度ほどの頻度で来日していたことになるが、直近では五年間日本に滞留しているから、帰国から再来日の間隔はかなり短かったと考えられる。但し、過去五回の来航は日本側の史料には見えず、これは当該期の史料の制約によるのか、あるいは陳詠が船頭(綱首)クラスではなかったためか、おそらくは後者の可能性が高いと思われる。<sup>8)</sup> 陳詠が日本側の記録に名を残すのは、成尋の弟子五人の先行帰国を送って来航した六回目だけであり、今回は前回の来着時から八年間の間隔、帰国時からは四年ぶりの来日ということになる。

『参記』巻八熙寧六年六月十二日条〔470〕には、「卯時陳詠来相定、新訳経・仏像等買<sup>1)</sup>船可<sup>2)</sup>預送<sup>3)</sup>、并賜<sup>4)</sup>預<sup>5)</sup>大宋

皇帝志<sup>二</sup>送日本<sup>一</sup>御筆文書<sup>上</sup>、至<sup>三</sup>于物実<sup>一</sup>者入<sup>三</sup>孫吉船<sup>一</sup>了。五人相共今日乘<sup>三</sup>孫吉船<sup>一</sup>渡了」と見え、この六回目の日本渡航に際して、陳詠は孫吉との間でどちらが成尋の弟子五人を送って日本に赴くかを争っている。弟子たちは二月八日に東京して、既に明州に滞在しており、明州では孫吉の船を準備していたようであるが、陳詠は「於<sup>レ</sup>京蒙<sup>二</sup>宣旨<sup>一</sup>」ことを楯に譲ろうとせず（六月十一日条）、結局のところ、新訳経・仏像や宋皇帝の文書といった最も名分のあるものは陳詠が運び、皇帝の信物などの物実や先行帰国する成尋の弟子たちについては孫吉の船で渡海することになり、いわば利権を分け合う形で決着したのである。これ以前の五回はいずれも宋商人の船の同乗者として来航する小規模な商売であったが、今回は成尋の弟子たちの帰国という日本との関係に支えられた業務があり、自ら一船を仕立てるだけの名分と後援勢力を得ることができたのであろう。<sup>(9)</sup>

ちなみに、日本側の史料では到来した陳詠は悟本の名で知られている（『百鍊抄』・『水左記』承保三年〔一〇七六〕六月二日条）。上掲『参記』所引尚書祠部牒によると、陳詠は「日夕常見<sup>三</sup>日本闍梨精<sup>一</sup>勤仏事<sup>一</sup>、欲<sup>レ</sup>乞<sup>下</sup>剃<sup>レ</sup>頭<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>僧、与<sup>二</sup>日本闍梨<sup>一</sup>為<sup>二</sup>弟子<sup>一</sup>、終身念仏報<sup>中</sup>答国恩<sup>上</sup>」と述べており、出家の経緯と悟本という法名を得た所以が判明する。但し、その後も陳詠は悟本は俗事を捨てた訳ではなく、成尋とともに明州に下向する途次に、「通事依<sup>二</sup>秀才錢十五貫事<sup>一</sup>遅々」、「卯時通事来。僅所<sup>レ</sup>取錢一貫半云々。秀才遁隱了」（『参記』卷八熙寧六年五月五日条〔1085〕）とあって、事情は不明であるが、杭州で何らかの金銭トラブルに巻き込まれたようである。したがって剃頭・出家もどれくらい真剣なものであったのか、成尋の弟子として日本行き・受け入れを確実なものにする方便ではなかったかとも疑われるところであるが、孫吉が以後もなお何度か彼我往来を行っているのに対して、悟本は所見がなく、あるいは今回の来日・帰国後は在宋を続ける成尋の下で仏事に精進したのかもしれない（卷八四月五日条〔1084〕では「二年間却得<sup>二</sup>廻信<sup>一</sup>」とある）。

『參記』にはもう一人、陳詠とは異なる形で日本との関係を形成し、彼我往来に参画する人物が知られる。それは日本から宋までの渡海の際に、日本語で航海の状況を教えてくれた林臯である（卷一延久四年三月二十二日条〔008〕）。林臯は字を林甘郎といい、「但馬唐人林養子也」と説明されている。この他に、施十郎という者も日本語を話すことができたようで、杭州到着後も陳詠が本格的に通事を務めるようになるまでの間、通事的役割を果たしてくれた（卷一熙寧五年四月二十二日〔037〕・二十九日〔041〕条など。卷八熙寧六年五月二十四日条〔452〕に「去年觸<sub>レ</sub>事召仕」とある）。但し、彼は成尋入宋後に再び劉琨・李詮の船で日本との間を往来したらしく、乗組員として複数の綱首の船で頻繁に彼我往来を行う中で自然と日本語を習得したものと目される。とはいうものの、成尋が渡航で世話になった人々に紙を志与した時、第一船の船頭（綱首）曾聚や林臯には三帖ずつであったのに対して、施十郎には十帖を給付しており（卷一熙寧五年四月二十二日条〔037〕）、それだけ成尋には役立った人物と映じたのであろう。

a-1 『扶桑略記』康平三年（一〇六〇）七月条

同月、越前国解状云、大宋商客林表〔養カ〕・俊（候イ）改〔政カ〕參<sub>二</sub>着敦賀津<sub>一</sub>。即有<sub>二</sub>朝議<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>廻却<sub>一</sub>。而林表〔養カ〕等上奏曰、逆旅之間、日月多移、糧食將<sub>レ</sub>竭。加<sub>レ</sub>之天寒風烈、海路多<sub>レ</sub>怖、委<sub>二</sub>命聖朝<sub>一</sub>而已者。所<sub>レ</sub>奏不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>默止<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>令<sub>二</sub>安置<sub>一</sub>矣。

a-2 『百鍊抄』康平三年八月七日条

諸卿定<sub>下</sub>申大宋商客林養・俊政等來<sub>二</sub>著越前国<sub>一</sub>事上。賜<sub>二</sub>糧食<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>廻却<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>定畢（後日賜<sub>二</sub>安置符<sub>一</sub>。長徳仁聰例云々）。

論を林臯に戻すと、彼の父林養とはaで敦賀津に到来し、その後安置を認められ、そのまま日本に滞在した人物と目される。成尋入宋までは爾来十二年であり、林臯の年齢は不明であるが、林養が日本到来後に日本人妻との間に儲けた

とすると、今回の渡海に参加するには幼少すぎるので、宋で生まれて、十五、二十歳（以上）の年齢で父とともに来航したと推定しておきたい。<sup>11</sup>では、林養が但馬国に居住していたのは何故であろうか。九世紀以降には渤海使が山陰道諸国に到来する例が見られ（渤海17〔弘仁五年九月〕・出雲、渤海22〔天長二年十二月〕・隱岐、渤海23〔天長四年十二月〕・但馬、渤海24〔承和八年十二月〕・長門、渤海27〔貞観三年正月〕・隱岐、渤海29〔貞観十八年十二月〕・出雲、渤海31〔寛平四年正月〕・出雲、渤海32〔寛平六年五月〕・伯耆、渤海33〔延喜八年正月〕・伯耆、渤海35〔延長七年十二月〕・丹後）、但馬国の場合では国博士林遠雄が応対にあたり、年期違反により入京させずに、但馬国の郡家に安置して給糧、船舶修理の上、帰国の途に就かせており、交関禁止などの詳細な措置が知られる（『三代格』卷十八天長五年正月二日官符）。<sup>12</sup>その他、『小右記』長徳二年（九六六）五月十九日条「高麗人寄石見国」。其事諸卿定申、延喜年中異国人来但馬国、造船給糧還遣本国。依彼例、給糧可返遣之由定申了」とあり、天日矛の到来伝承以来の伝統なのか、但馬国は外国人の応接が可能な体制になっていたようである。

b-1 『百鍊抄』寛徳元年（一〇四四）七月二十七日条  
諸卿定申但馬国唐人来著事<sup>1</sup>。

b-2 『扶桑略記』寛徳元年八月七日条（『百鍊抄』八月六日条、『今鏡』卷一も参照）  
前大隅守中原長国任但馬介、民部少丞藤原生行任掾。為存問太宋国商客張守隆漂着彼国岸也。而国司源朝臣章任不經案内、先以存問。仍停釐務不赴任所<sup>1</sup>。

b-3 『百鍊抄』寛徳元年八月十一日条  
諸卿定申但馬国宋客廻却事<sup>1</sup>。

b-4 『百鍊抄』寛徳二年（一〇四五）八月十日条

諸卿定<sub>下</sub>申但馬国唐人張守隆等愁申守章任朝臣押<sub>二</sub>領雜物<sub>一</sub>事<sub>上</sub>。

b-5 『百鍊抄』 永承五年（一〇五〇）九月条

宋人張守隆帰化。賜<sub>二</sub>安置官符<sub>一</sub>。十七日、令<sub>下</sub>諸卿定<sub>中</sub>申一同可<sub>二</sub>安置<sub>一</sub>之由<sub>上</sub>。

c-1 『百鍊抄』 永保二年（一〇八二）八月八日条（『十三代要略』八月三日条／越前国司より進上）

覽<sub>二</sub>大宋商客楊宥所<sub>レ</sub>獻之鸚鵡<sub>一</sub>。〈九月十一日、返給之。〉

c-2 『為房卿記』 応徳二年（一〇八五）七月四日条

大宰府申解状九通（宋人來着并被<sub>二</sub>射殺<sub>一</sub>事、兼又伯耆唐人掲（楊カ）忠之党六人自<sub>二</sub>陸地<sub>一</sub>來著事）、殿下令<sub>二</sub>予奏<sub>一</sub>給、仰令<sub>二</sub>諸卿定申<sub>一</sub>者、下<sub>二</sub>奉民部卿<sub>一</sub>了。（下略）

bの張守隆に対する対応を見ても、b-2では中央から存問にあたる人物を但馬国司に任命しようとしたのに対して、既に現地の但馬守源章任が存問を済ませてしまったので、彼らの赴任は中止になった旨が記されている。『江家次第』卷四除目には「次文章生勞帳任<sub>レ</sub>之。三人（或二人希有例也。或任<sub>二</sub>京官<sub>一</sub>者、隨滅<sub>二</sub>外国<sub>一</sub>云々）。多任<sub>二</sub>北陸道<sub>一</sub>。若北陸道無<sub>レ</sub>闕者、任<sub>二</sub>山陰道<sub>一</sub>、或又任<sub>二</sub>西海道<sub>一</sub>。故源相府被<sub>レ</sub>仰云、件三道、唐人并渤海等異国來着之方也。仍其国々置<sub>下</sub>習<sub>二</sub>文法<sub>一</sub>之輩<sub>上</sub>歟」とあり、山陰道にも外国人・使節の到来に対処することができる人物を国司として任用すべきものと目されていたことがわかる（西海道は最も頻繁な到来があるが、大宰府の機能が期待できた）。源章任は『尊卑分脈』では醍醐源氏、有明親王の曾孫で、「蔵／正四下／左少将」としか判明せず（三一四五頁）、『蔵人補任』によると、後一条天皇の長和五年に六位蔵人（左兵衛尉を兼帯）、寛仁二年に従五位下昇叙により去任、その他『東宮御元服部類記』寛仁三年八月二十八日条に甲斐権守であったことがわかるくらいで、「習<sub>二</sub>文法<sub>一</sub>之輩」の経歴の有無は不明とせねばならない。b-4ではまた、源章任は張守隆と交易をめぐる紛擾を起こしたことが知られ、あるいはこうした交易の実

施のために、中央からの存問担当者派遣に先んじて存問を行い、官司先買権を行使しようとしたのかもしれない。<sup>14)</sup>

この張守隆はb―5で帰化が認められており、おそらく但馬国に滞留したものと思われる。したがって「但馬唐人林養」には先蹤があったことになり、林養が但馬を滞留の地とする上で参考になったのであろう。但し、延喜民部上式によると、山陰道の日本海岸諸国では但馬・因幡・伯耆・出雲が上国で、c―2には「伯耆唐人」の存在も知られる。cの楊宥＝楊忠とすると、彼も林養と同じく越前国・敦賀津に到着し、後に山陰道の一国に遷居・滞留の道を選択したものと考えることができる。<sup>15)</sup>

『平安遺文』四六七三・七四号某書状（東寺本東征伝裏文書）は元永二年（一一一九）頃のもので、丹後国目代宛に若狭側の人物が「所レ被レ尋仰遣一之白臈、敦賀唐人許尋遣」、「於レ国者、此一兩年唐人更不着岸任□者也。是非二他事一、国司御苛法無レ期由令レ申者、不レ罷留候一也」、「白臈三十筋、隨レ尋得候一、念令レ上候也。乏少候へ者、重又別唐人尋遣候之處、不レ候之由、所二申送一也。仍候ま、に進三上之」。乏少之甚、且恐申候、且又所レ耻、且□候也」といった状況を説明している。<sup>16)</sup> 時の丹後守は藤原顕頼で、彼は白河院近臣として著名な為房の孫、父はこれまた「夜関白」と称された葉室顕隆であり、若狭守は高階宗章、越前守は北家魚名末茂孫の藤原顕盛（尊卑分脈）一一三六〇頁・祖父は健季、父は長実で、長実の弟家保は善勝寺流の祖）と、いずれも院近臣であったから、そうしたつながりも背景にしつつ、山陰道の国司が唐人来着地である敦賀津との連絡回路を有し、唐物の入手を企図していた様子が窺われる。一方で、c―2の楊忠は陸路ではあるが、大宰府に到来しており、博多津に到着する商客と何らかの交流を行おうとしたものと目される（宋人射殺との関連は不明）。筑紫―山陰道―越の日本海交通は有史以来、一つの重要な動脈であり、山陰道は大宰府、そして敦賀津の双方での活動が可能な地として、宋商人の滞留地に選定されることになった次第である。<sup>17)</sup>

以上、『参記』に登場する二人の宋商人の活動を手がかりに、往來型と滞留型の二つの類型が存在することを示した。

では、彼らは大宰府や到着地周辺ではどのような関係を築いていたのであろうか。大宰府周辺については次章で考察を加えることにし、ここではその予察として、到着地の中でも上掲東征伝裏文書に宋人が常駐していたと目される敦賀津周辺の状況を整理しておきたい。

d-1 『後二条師通記』寛治三年（一〇八九）十月十八日条

（上略）次若狭太宗〔宋〕国商人被<sub>レ</sub>害事被<sub>レ</sub>申、国司事被<sub>レ</sub>定。（下略）

d-2 『百鍊抄』寛治四年六月二十七日条

宋人有<sub>レ</sub>罪之時、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>例事。

e-1 『為房卿記』寛治五年七月二十一日条

今日休<sub>二</sub>息敦賀官舎<sub>一</sub>。渡来宋人陳苛進<sub>レ</sub>籍、賜<sub>二</sub>資糧<sub>一</sub>。

e-2 『為房卿記』寛治五年閏七月二日条

去月廿五日、宋人堯忠来<sub>二</sub>著敦賀津<sub>一</sub>之由、今日聞<sub>レ</sub>之。附<sub>二</sub>国行<sub>一</sub>送<sub>二</sub>方物<sub>一</sub>。

e-3 『為房卿記』寛治五年八月十七日条

（上略）次参<sub>レ</sub>内、献<sub>二</sub>唐紙等<sub>一</sub>。余退出之。（下略）

e-4 『後二条師通記』寛治五年十月二十五日条

自<sub>二</sub>修理大夫《橘俊綱》許<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>沙糖<sub>一</sub>。使申云、唐菓物也申也。本草下帙（十七卷見<sub>レ</sub>之）。（下略）

f 『平安遺文』題跋編六四五号金剛頂瑜伽經十八會指帰一帖奥書

以<sub>二</sub>唐人黄昭<sub>一</sub>令<sub>二</sub>書写<sub>一</sub>畢。于<sub>レ</sub>時康和二年（一一〇〇）秋也。参<sub>二</sub>詣白山<sub>一</sub>之次、於<sub>二</sub>敦賀津<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>雇書<sub>一</sub>也。

g 『永昌記』天永元年（一一一〇）六月十一日条

(上略)若狭国唐人楊誦進<sub>二</sub>解状<sub>一</sub>。其中多注<sub>二</sub>越前国司雜愈<sub>一</sub>。若無<sub>二</sub>裁定<sub>一</sub>者、近參<sub>二</sub>王城<sub>一</sub>為<sub>二</sub>鴨河原狗<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>屠<sub>二</sub>骸骨<sub>一</sub>云々。異客之解、其詞可<sub>レ</sub>恠。仍記耳。

まずd—1・2は簡略な記事で詳細不明であるが、両者が関連するものであれば、宋人同士の間が傷害ないしは殺害に至るような事件が起きていたことになり、複数の宋人の滞留が想定され、これは上掲文書に「別唐人」への打診が述べられていることとも符合している。日本側から言えば、取引相手の宋人を選択することが可能な程の来航、到来・滞留商客があつたことが窺われる。実際にeでは陳苛、堯忠といった複数の宋人が来着していたことが知られる。

eの藤原為房は白河院近臣で、当時加賀守であり、この時は七月十九日に上京のために進発し、二十三日に入洛したことがわかっているから、e—1は京上途次に敦賀で休息した時の様子を記したものである。この「進<sub>レ</sub>籍」を越前国司(守は源清実)に対する儀礼を見学したとする解釈も呈されているが、前稿で述べたように、e—2では為房自身<sub>二</sub>が宋人との交流に意を払っていること、e—3のような唐物献上のためにも宋人からの入手が必要であつたこと、また京上途次であつても、切下文などの発給によつてe—1の「資糧」賜与は可能であると思われることなどから、やはり為房に対する「進<sub>レ</sub>籍」があつたと見るべきであろう。こうした商客の名簿捧呈、即ち日本人への臣属・関係確立は前稿でも触れた『小右記』万寿三年(一〇二六)六月二十六日条などの周良史が関白藤原頼通に行つた例を嚆矢としており(この時は返却)、撰関クラスに対するものが著名であるが(『宇槐記抄』仁平元年(一一五一)九月二十四日条左大臣・内覧の藤原頼長)、ここでは為房クラスの官人も宋人とのつながりを形成しようとした点に注目したい(あるいはその先には院の存在が想定されていたのかもしれない)。

ちなみに、『平家物語』巻四「南都牒状」には「祖父正盛、藏人五位の家に仕へて、諸国受領の鞭をとる。大藏卿為房、賀州刺史のいにしへ、檢非所に補し、修理大夫顕季、播磨太守たつし昔、厩別當職に任ず」とあり、伊勢平氏台頭の開

始となる平正盛はこの加賀守為房の受領郎等から出発し、院近臣として地歩を上昇していったのであって、あるいはこうした場での経験が後代の平氏と日宋貿易のつながりに結びつくのかもしれない。fでは宋人を雇用して經典書写を行う情景、gには宋人が越前国司との紛擾を朝廷に訴え、京上をちらつかせる行為も看取され、そうした宋人との接触を最前線で体験できる環境が敦賀津には醸成されていたのである。但し、g以降にはこの方面への宋人來航は見られなくなる。<sup>21)</sup> 上述の院近臣の国司の苛政、あるいは一一二七年の北宋滅亡などが要因となったのかもしれない。<sup>22)</sup> では、最大の來着地である大宰府周辺については如何であろうか。章を改めて、大宰府の様相を考究してみたい。

## 二 大宰府周辺の様相

北部九州は有史以来、朝鮮半島諸国・中国に対する窓口であり、大宰府を設置して機構整備を進めるとともに、筑紫館、次いで鴻臚館において外国使節や商客を安置供給して、官司先買權に基づく交易が実施されていた（『三代格』卷十八承和九年八月十五日官符<sup>23)</sup>）。その大宰府鴻臚館は熾盛光頂大徳銷災大吉祥陀羅尼一帖（『平安遺文』題跋編四七九号）の扉に「寛治五年（一〇九二）八月、於<sup>24)</sup>鴻臚館<sup>25)</sup>以<sup>26)</sup>大宋商客季居簡模本<sup>27)</sup>、或比校之、即右墨字是居簡本也」とあるのに依拠して、十一世紀後半まで存続していると解されていたが、鴻臚館の発掘調査では十世紀以降の建物遺構が不明で、十一世紀以降の遺物が無いことをふまえて、ここに登場する「鴻臚館」は平安京の鴻臚館（『兵範記』仁安三年（一一六八）十一月二十二日条、『貴嶺問答』第二十三条に建物の存在が知られる）を示すとする見解が有力になっている。<sup>28)</sup> そして、それに符合するように、十一世紀中葉には大宰府周辺で宋人の新しい居留形態が出現することが看取される。

h-1 『扶桑略記』永承二年（一〇四七）十一月九日条（『百鍊抄』もあり）

大宰府捕進大宋国商客宿房放火犯人四人。依「官旨」禁獄。

h-2 『香要抄』末・茅香（『統群書類従』三十一上）

此香当土之菽。所謂鹿鳴草也。而異州之通事吳里卿說云、去康平五年（一〇六二）之比来朝之唐人王滿之宿房有此香氣。仍尋問之処、遂秘而不見之云々。

h-3 『散木奇歌集』（源俊賴）…永長二年（一〇九七）閏正月日權帥大納言源經信死去

はかたにはべりける唐人ともあまたもうてきてとふらひけるによめる

たらちねに 別むる身は 唐人の こととふさへも 此世にはにぬ

h-4 観音玄義疏一冊奥書（『大日本史料』三之十八—一七三—一七四頁）

（上略）永久四年（一一一六）（歳次丙申）五月日、筑前薄多津唐房大山船龔三郎頭船房、以有智山明光房唐本一移書畢云々。（下略）

h-5 『中右記』長承元年（一一三二）七月二十八日条（九条家本『中右記部類』）

（上略）右大臣被參被下「文書」。披見之処、長門守言上宋客来着事。件宋客等持「貨物」、来「着」着「太宰府」之間、為「人」被「殺害」、被「燒」唐坊「事」。人々雖「不」同、予定申云、被「問」大式卿、「慥遣」官使、「可」被「沙汰」旨、委同「左大弁」定申。（下略）

h-6 『宮寺縁事抄』「宮崎宮造宮事」文治二年（一一八六）八月十五日中原師尚勘申<sup>25</sup>

（上略）仁平元年（一一五一）九月廿三日庚申、於「官庭」对「問」大宰府目代宗頼、大監種平・季実、宮崎宮権大官司経友・兼仲等。是彼宗頼以「檢非違」所別当安清、同執行大監種平・季実等。為「使」張本、「引」率五百余騎軍兵、「押」混宮崎・博多、「行」大追捕（捕）。始「自」宋人王昇後家、「運」取千六百資財雜物、「乱」入当宮。打「開」大神殿・若宮殿宝蔵等、「

令<sub>レ</sub>押<sub>二</sub>取新造御正鉢神宝物<sub>一</sub>之間、死穢出来。(中略)右、文簿所<sub>レ</sub>住(注)、粗以勘録。如<sub>二</sub>大宰府実檢文<sub>一</sub>者、軍兵等乱<sub>二</sub>入彼宮、拜殿廻廊射<sub>二</sub>立箭<sub>一</sub>、神人供僧被<sub>二</sub>刃傷<sub>一</sub>、打<sub>二</sub>破神殿・宝藏<sub>一</sub>、搜<sub>二</sub>取神宝仏供<sub>一</sub>、追<sub>二</sub>補(捕)神官所司之宅<sub>一</sub>、運<sub>二</sub>取居(唐カ)坊在家之資財<sub>二</sub>云々。仁平之例已足<sub>二</sub>非(依)拠<sub>一</sub>。(下略)

h-7 『采西入唐縁起』仁平二年(一一六七)条

其年冬十二月三日、辞<sub>二</sub>父母<sub>一</sub>赴<sub>二</sub>鎮西<sub>一</sub>。(中略)二月八日達<sub>二</sub>博多唐房<sub>一</sub>。未<sub>二</sub>唐船解纜<sub>一</sub>之前、安樂寺・天神・竈門・法満・宮崎・香椎・住吉、如<sub>レ</sub>是靈社内無<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>経歴<sub>一</sub>。一々得<sub>二</sub>渡海之感応<sub>一</sub>。即四月三日解纜、同十八日放洋、廿四日就<sub>二</sub>明州之津<sub>一</sub>。

h-8 『雲州消息』卷下末・鎮守都督書状

所<sub>レ</sub>贈綾錦已動<sub>二</sub>心機<sub>一</sub>。就<sub>レ</sub>中能言鸚鵡可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>珍禽<sub>一</sub>。丹穴之鳳何以如<sub>レ</sub>之。抑旅舶之間定乏<sub>二</sub>資糧<sub>一</sub>、烏米紅稻贈<sub>二</sub>于客館<sub>一</sub>。至便檢領莫<sub>レ</sub>嫌<sub>二</sub>輕微<sub>一</sub>。良吏所<sub>レ</sub>求書籍、篇目惟多、聖朝盛崇<sub>二</sub>文章之道<sub>一</sub>、宋国絶<sub>二</sub>經典之文<sub>一</sub>哉。言不<sub>二</sub>羅縷<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>後信<sub>一</sub>。春暖加<sub>二</sub>摂理<sub>一</sub>者以状。月 日。鎮守都督。鄭十四客房。

h-1・2・8によると、十一世紀中葉の大宰府では来航した宋商人は「宿房」「客房」などの「房」に宿泊していたことがわかる。これがh-4・7の博多唐房(坊)と称されるものになっていくと目される。「教訓抄」卷八・琵琶に「太宰ノ帥経信ノ卿ノ申され侍ケルハ、ハナカタノ唐防ニテ引キ聞カバ」とある。「ハナカタノ唐防」は「ムナカタノ唐防」<sup>(27)</sup>に宗像唐坊と解する説もあるが、やはり端濁<sup>(28)</sup>に博多唐坊と見るのがよく、唐房(坊)は博多津にのみ存したのである。前稿で触れた周文裔・周良史らの北部九州での滞在先は明記されていないが、彼らの次の世代の商客の活動期になるh-1が「宿房」という鴻臚館以外の宿泊先を示唆する事例の初見であることには留意されねばならない。<sup>(28)</sup>

この唐房においては、h-2によると、大唐通事の管理の下に商客が滞在・居留した状況が窺われる。h-7の采

西は「仁安三年」二月遇「西朝通事李德昭」、聞「伝言」、有「禅宗」弘「宋朝」云々」という情報を得て渡海したといひ、『興禪護国論』第五門・第九門)、『日吉山王利生記』第七には「建久の比、東大寺大勧進の聖俊乗坊、一切経奉請の志有ければ、鎮西博多津の前通事李宇の相語て、遂に同五年十一月七日ぞ迎え奉りけり」とあつて、彼我通交における大唐通事の役割の重要性が看取される。<sup>28)</sup> h-3 には上述の大宰権帥源経信の死去に際して、博多に滞在する多くの宋人が弔問に参集したとあり、宋人が府官長とつながりを有していたことが知られる。この点は大宰府の役割、また前稿でも見た藤原道長の家司受領としての府官長の活動などからは当然のこととも言えるが、宋人は府官長とだけ関係したのであろうか。唐房に滞留する宋人の大宰府周辺での動向をさらに検討してみたい。

i 『今昔物語集』卷二十六第六話「鎮西貞重従者、於淀買得玉語」

〔『宇治拾遺物語』下―一八〇〔卷十四ノ六〕「珠ノ価、無量事」も参照〕

今昔、鎮西ノ筑前ノ国、□□ノ貞重ト云、勢徳ノ者有ケリ。字ヲバ京大夫トゾ云ケル。近來有ル管崎ノ大夫則重ガ祖父也。其貞重ガ、□□ノ輔ノ任畢テ上ケルニ、送リテ京上ストテ、宇治殿ニ参ラセム料、亦、私ニ知タル人ニモ志サント、唐人ノ物ヲ六七千疋許借テケリ。其實ニ、貞重、吉キ大刀十腰ヲゾ置タリケル。(中略・舍人男が淀で玉を買う) 貞重、船ヨリ下ルママニ、物借タリシ唐人ノ許ニ行テ、質ハ少クシテ物ヲ多ク借シタリシ喜ビ□□ (中略・舍人男所持の玉をめぐる下衆唐人とのやりとり) 貞重ガ郎等取り伝ヘテ、取セタレバ、船頭、玉ヲ受取テ、打振テ見マ、ニ立走テ、内ヘ入ヌ。貞重、何シニ入ニカ有ント思フ程ニ、彼質ニ置タリシ大刀ヲ搔抱テ出来テ、十腰乍ラ、貞重ニ返シ取セテ、「玉ノ直高シ、短也」ト云事モ不云、何ニモ云事無シテ止ニケリ。貞重モ□□テゾ有ケル。水干一領ニ買タリケル玉ヲ、十疋ニ売ンダニ高シト思ケルニ、若干ノ物ニ補シテ止ニキ。現ニ奇異キ事也カシ。(下略)

i の貞重は『小右記』寛弘二年(一一〇〇五)四月七日条「帥去月十五日申時薨(貫首秦定重宅者)」、『御堂閔白記』

同六年九月十九日条「遣<sup>二</sup>大宰<sup>一</sup>請<sup>二</sup>印符官<sup>一</sup>」。藤原憲通・同保相・秦定重・散位平政和等召符、又止<sup>二</sup>大式理務<sup>一</sup>符、又文信愁訴状内甘簡条定符等也」などに見える秦定重に比定され、彼は宇佐八幡宮と紛擾を起こした平惟仲や筑後守菅野文信と対立した藤原高遠などの府官長を支える府官の筆頭者の地位にあった。<sup>30</sup>平氏政權下に大藏(原田)種直が大宰權少式に任用される際に、「吉記」養和元年(一一八一)四月十日条には「仍被<sup>レ</sup>尋<sup>二</sup>先例於外記<sup>一</sup>之処、注申云、平致行(寛弘九年十二月任<sup>二</sup>少式<sup>一</sup>)、藤原盛(藏)規(長和四年二月任<sup>二</sup>少<sup>二</sup>式<sup>一</sup>)、秦時重(康平六年(一一〇六三)十一月任<sup>二</sup>少<sup>二</sup>式<sup>一</sup>)、宇佐公通(仁安元年十二月任<sup>二</sup>權少式<sup>一</sup>)」とあり、通字と活躍年代から考えて、定(貞)重―時重―則重という系譜になるのである。子時重は府官から少式になった稀有の事例に挙げられており、この一族が府官として勢威を維持したことが窺われる。孫の則重も後述の孫忠や劉琨の来航をめぐる案件の中で永保元年(一一〇八一)に勾当官として申文を進上している(後掲史料k―1上略部分)。

iではこの秦定重が京上の際に藤原頼通や知己の人々(公卿クラスか)に志を贈呈するための資金として宋商人から借財を行ったことが記されており、信用借りが可能な程に府官層の人々が商客と密接な関係を構築していたことが看取される。iは頼通期に設定されているが、前稿で触れたように、小野宮家の高田牧司にもなっていた藤原藏規や宗像妙忠などが藤原実資に唐物を志送していた事例は著名であり、府官や管内国司も交易品の入手・中央への送付に努めていた。但し、iでは宋人との貸借関係が明示されているのが興味深く、この話では定重が京から戻った時(『宇治拾遺物語』では「博多といふ所に行着にけり」とある)、借財にに応じてくれた宋人の下に行き、「質ハ少クシテ物ヲ多ク借シタリシ喜ビ」を告げたとい(『宇治拾遺物語』では「質は少なかりしに、物は多くありしなどいはずとて、行たりければ」とある)、宋人は定重が唐物の京上・交易などで巨利を得ることを見込んで、質物の評価額よりは多くの借財を融通したようであり、これも日本人の在地有力者との関係を密接にする手法であったと目される。iではまた、定重の舍人男

が淀で水干と交換した玉には日本人が想像もし得ないような価値があり、宋人はその玉を希求し、定重の質物すべてを返還してくれたという逸話が記されており、彼我の需要の相違、それ故に成立する交易の利益のあり方を推察させてくれる。<sup>31)</sup>

なお、定重の孫則重は宮崎大夫と称されており、十一世紀後半には宮崎に拠点を有していたようである（『散木奇歌集』には「箱崎の神主しげのり」とある）。h-6の大宰府検非違所による大追捕に登場する「宋人王昇後家」・「唐坊」は宮崎にあったとも考えられ、それ故に則重は宮崎に居住していたのかもしれない。しかし、h-6には「押混宮崎・博多」とあるので、宋人居留地はやはり博多にのみ存在したものと解される。ただ、刀伊の入寇の際に刀伊人は博多上陸を撃退された後、「乗船遁去、傍岸棹船。（中略）刀人更下船欲燒宮前宮」という行動に出ており（『小右記』寛仁三年四月二十五日条）、博多と宮崎は指呼の間にあつたので、拠点は宮崎にあつても、博多の宋人と交流することは可能であつたと思われる。

j-1 東京大学図書館蔵「靈棋経」奥書<sup>32)</sup>

大宋国前代帝号唐李宇治王孫李允、因下之日本国商買時奉<sub>中</sub>民部大夫高誼<sub>上</sub>、術藝秘密允不<sub>レ</sub>揆<sub>二</sub>隱諱<sub>一</sub>、其（○朱筆旁注「恐恭カ」）奉<sub>二</sub>旨命<sub>一</sub>、特写進上。時寛治五年（一〇九二）孟冬念五日允筆。／長治元年（一一〇四）三月念九日庚寅於<sub>二</sub>淳風坊亭<sub>一</sub>借<sub>二</sub>豆州刺史江通国朝臣之本<sub>一</sub>書託。（下略）

j-2 異訳心経奥書（参考）<sup>33)</sup>

此読音、寛治七年（一〇九三）（癸酉）四月之比、多峰妙楽寺住濟嚴（嚴イ）伝受之。件人者大宋国福州商蜜（客カ）林通相会所<sub>二</sub>伝授<sub>一</sub>也。

j-3 『平安遺文』題跋篇六七五号阿彌陀経通賛疏卷下一帖奥書

件書等、予以嘉保二年（一〇九五）孟冬下旬、西府即會宋人柳裕、伝語高麗王子義天、詆求極樂書彌陀行願相應經典章疏等。其後、柳裕守約、以永長二年（一〇九七）〈丁丑〉三月二十三日〈丁丑〉、送自義天所伝得彌陀極樂書等十三部二十卷上。別以同五月二十三日亥時、興福寺淨名院到來、懇誠相臻、情素自偕。仍以彼本已重新写。善種不<sub>レ</sub>朽、宿心爰成、欲<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>自他法界、往<sub>レ</sub>生極樂<sub>レ</sub>之因緣<sub>上</sub>矣。康和四年（一一〇二）〈壬午〉四月二十三日未剋藥師寺西室大房書写畢。

j | 4 『三十五文集』長治二年（一一〇五）正月檢非違使移

檢非違使移 太宰府衙。欲<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>早使者俱召送<sub>レ</sub>叡山大衆中惡僧等狀。大山寺上座宗胤法師、信嚴法師（前別当定俊後見）、不知名字法樂禪師之使。（中略）件惡僧等、以去十月十九日、罷<sub>下</sub>下当寺、申<sub>レ</sub>請府奉行。隨即同晦日、送<sub>レ</sub>府牒於寺家所司等許。爰以<sub>レ</sub>先日下文、度々雖<sub>レ</sub>訴申、府全無<sub>レ</sub>承諾之間、又今月九日、被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>府奉行於彼惡僧之方。畢。仍寺家所司・庄民等、皆寄<sub>レ</sub>彼方、忽<sub>レ</sub>諸寺家政所<sub>レ</sub>畢。就<sub>レ</sub>中信嚴・宗胤等為<sub>レ</sub>惡僧之方人、借<sub>レ</sub>請宋人等物、申<sub>レ</sub>成府奉行、冤<sub>レ</sub>凌庄民等、恣<sub>レ</sub>狠行<sub>レ</sub>苛法、非例濫惡之甚、何事若<sub>レ</sub>斯。（下略）

j | 5 『朝野群載』卷二十異国「宋人書狀副返事」

宋朝李侁首再拜謹言。言上。右、先年宰府御館、見參之日、進<sub>レ</sub>獻拙詩數首、一覽有<sub>レ</sub>答有<sub>レ</sub>和、以為<sub>レ</sub>面目、又為<sub>レ</sub>家宝。侁往歲遭<sub>レ</sub>於強盜、竟無<sub>レ</sub>裁報。申文一通、經<sub>レ</sub>大府、被<sub>レ</sub>施行<sub>レ</sub>否。唐牌以<sub>レ</sub>簇子<sub>二</sub>損<sub>一</sub>進上。幸恕<sub>レ</sub>率易。惶恐惶恐、侁頓首再拜謹言。天仁三年（一一一〇）四月二十六日。宋朝李侁申文。進上治部卿殿下〈政所〉。

返報。盜賊之訴、若及<sub>レ</sub>僉議者、可<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>專<sub>一</sub>詞之由、所<sub>レ</sub>存思也者。奉<sub>レ</sub>禮部納言御教旨、稱、夏月書札、秋風到來。千里之蒙、一時擊<sub>レ</sub>之。感欣々々。抑先年辭<sub>レ</sub>洛、累日在<sub>レ</sub>府。拾謁之間、六義形<sub>レ</sub>言、以贈以答、如<sub>レ</sub>昨如<sub>レ</sub>今、不<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>彼露膽。今警<sub>レ</sub>風聞、芳<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>蘭蕙之氣、堅<sub>レ</sub>於膠漆之義。所<sub>レ</sub>贈凶狀<sub>二</sub>損<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>時之一物。朝見暮披、貴<sub>レ</sub>眼養<sub>レ</sub>心。

古賢之行、宜庶幾者也。珍重々々。予早列九卿、已登二品、都督之任、其運自然歟。本意不滄、中心存之。聊摘此草、報返簡者。嚴旨如斯。宜以悉之。以狀。閏七月 日 令。

j-6 弘贊法華伝二冊奥書

〔上卷・本奥書〕弘贊法華伝者、宋人莊永・蘇景、依予之勸、且自高麗国所奉渡聖教百余卷内也。依一本書、為恐散失、勸俊源法師、先令書写一本矣。就中蘇景等帰朝之間、於壹岐島、遇海賊乱起、此伝上五卷入海中、少湿損。雖然海賊等、或為宋人被害、或及鳥引被擄取、敢无散失物云々。宋人等云、偏依聖教之威力也云々。保安元年（一一二〇）七月五日於大宰府記之。大法師覺樹。此書本奥書有此日記。

〔下卷・本奥書〕大日本国保安元年七月八日、於大宰府勸俊源法師書写畢。宋人蘇景自高麗国奉渡聖教之中、有此法華伝。仍為留多本所令書写也。羊僧覺樹記之。此書本奥在此日記。

j-7 『本朝統文粹』卷七「大宋商劫使曾周意返状」（藤原敦光作）

書札一函、披而閱之。想漢土台嶽之遺塵、仰日域叡峯之雲幅。雖為旅客於一涯、定有良緣於二世、同声相応、不亦悅乎。小僧謬以愚蒙、禾守師跡、荆溪寂寥之地、世事都捐、松戸幽邃之樓、三衣素行在、什物不外求。所贈土宜、須以廻却、然而志已重、礼從宜。雖忤雅懷、怒以収領。抑着岸之後、久旁羈心、秋風悵望、馳思而已。沙金ム両、聊充報酬、盍表其好也。教命之旨、大概如斯。以狀。大治三年（一一二八）八月 日。權律師法橋上人位。曾使頭旅亭。

j-8 『中右記』天承二年（一一三二）五月五日条

〔上略〕今日民部卿參仗座、被定申千僧御説經之次、暹宴叙法橋云々。〔裏書云〕件暹宴者是鎮西觀音寺別当也。依下修理彼寺功、今日叙法橋也。世称腰引禪師、以交易為其業。仍富重千金重。外国之者、昇綱位如何、

有<sup>二</sup>其故<sup>一</sup>歟。

大宰府では府官長・府官以外にも様々な人々が宋人と交流を展開していた。j—5の治部卿は源基綱で、彼はh—3の大宰権帥源経信の二男にあたるから、おそらくは父の赴任時に大宰府で李侁と漢詩の交歓を行い、父子二代にわたる宋人との関係を有していたのであろう。李侁は前回來航時に起きた強盜事件の審議進捗状況を尋ねており、基綱側はその状況説明に努めるとともに、自らが府官長に任用されて（永久四年（一一一六）正月権帥になり、十二月三十日死去）大宰府で再会するという展望を語っている。その他、j—1の民部大夫は李允という者に高誼を示したといい、これは大宰府においての行為なのか、あるいは中央からのものなのかは不詳であるが、ここで伝授された『靈棋経』は『長秋記』大治四年（一一一九）五月二十日条「主典代通景進<sup>二</sup>占書一帖<sup>一</sup>。号<sup>二</sup>靈棋経<sup>一</sup>。以<sup>レ</sup>管占<sup>レ</sup>之。唐人自筆也。兄通国朝臣於<sup>二</sup>鎮西<sup>一</sup>伝学云々」によると、大江通国が鎮西で書写したことが知られ、大宰府周辺に存在していたものであった。

こうした俗人とともに、宗教勢力、僧侶も宋人とつながりを有していた。前稿で見たように、既に道長執政期の朱仁聰は石清水八幡宮に貢献物を捧呈しており（『権記』長保元年（九九九）七月二十日条）、h—4・j—4では大宰府の大山寺が宋人に船を委託し、またiと同様に、物品を借請する関係を結んでいたことがわかる。僧侶が經典獲得などのために商客との関係を維持することは九世紀の円珍にも看取されるが、j—2・3・6・7でもそうした交流が窺われる。特にj—3・6では宋商人を高麗に渡航させて高麗の經典を入手するという方法がとられており、日本を経由しての宋商人の高麗との通交、日宋関係だけでなく、日麗通交をも担う宋人の活動が目ざれるところである。<sup>(35)</sup>と同時に、j—4では大山寺と本末関係にある比叡山延暦寺の悪僧の到来が描かれ、h—4、j—1・2・3・6の書写經典もやがては中央大寺に齎されているように、大宰府周辺だけで完結した世界があるのではなく、iの秦定重

の活動と同様に、中央とのつながり、国内各所・様々な人脈への連結が広がっていたことにも留意したい。j—8の観世音寺の腰引禅師還宴の交易従事もそうした潮流に包摂される行為と目される。

そして、「はじめに」で触れた長期滞在型から短期往来型への変化をふまえて、頻繁に來航する事例が出現することも大きな変化である。前稿で取り上げた周文裔は船頭としては三度の來着が確認できるだけで、長期滞在型の段階ではこれくらいが最高回数であった。前章で見た陳詠は計六回の來着が知られるが、すべてが船頭クラスとしての來航とは考えられないので措くとして、成尋の弟子帰国送付を陳詠と競った孫吉（孫忠、孫吉忠、孫思文とも）、また劉琨などはより多くの來回数が確定できる。即ち、

○治曆四年（一〇六八）孫吉I+a來着（『帥記』十月二十三日条「年紀相違、頻企<sub>三</sub>參來<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>放却<sub>一</sub>者」）「依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>先求案<sub>一</sub>、又慕<sub>二</sub>王化<sub>一</sub>、重企<sub>三</sub>參來<sub>一</sub>者」（↓延久元年（一〇六九）「依<sub>レ</sub>相<sub>三</sub>違起請年記<sub>一</sub>、蒙<sub>二</sub>廻却符<sub>一</sub>」により「歸国」）—《五年》↓延久五年（一〇七三）孫吉II來着（成尋の弟子五人の歸朝）（↓承曆元年（一〇七七）使通事僧仲回とともに歸国）—《四年》↓承曆二年（一〇七八）孫吉III來着（仲回の歸朝／明州牒を齎す）（↓永保二年（一〇八二）歸国／成尋の弟子快宗の再入宋も同行か）—《七年》↓応徳二年（一〇八五）孫吉IV來着（宋朝の硫黄購入の使命）（↓同年に廻却指示）

○？劉琨I+a來着（↓延久五年（一〇七三）一乗房（永智）を伴い歸国〔『參記』卷八熙寧六年五月二十一日条〕）—《？年》↓承保四年（一〇七七）劉琨II滞在（k—1）（↓歸国時？）—《？年》↓永保元年（一〇八一）劉琨III來着（↓永保二年（一〇八二）廻却を命じられ、戒覺を伴い歸国）—《二年》↓永保三年（一〇八三）劉琨IV來着カ（戒覺の弟子隆尊の歸朝か）（↓歸国時？）—《？年》↓？劉琨V來着カ（↓寛治五年（一〇九一）「日本国使」僧明範とともに契丹へ）—《？年》↓寛治六年（一〇九二）劉琨VI來着（明範の歸朝）（↓契丹渡航事件／歸国時？）

となっており(《○年》は前回の来着時からの経年を示す)、ともに史料上の初回時以前に来航が推定され、確認可能な回数以上の来着が計上されるところである。

k-1 『水左記』 永保元年(一〇八一)十月二十五日(尊経閣文庫所蔵自筆本に依拠)

(上略) 一通同国商客劉琨申請、且任去承保四年(一〇七七)官符「被催給管内□(諸カ)国返金米未済六百九十九石一斗七升」□□□□年三月上●旬帰唐状、副劉琨申文。(下略)

k-2 『帥記』 永保元年十月二十五日条

(上略) 予定申云、事趣同「右兵衛督源朝臣定申」。件孫忠持參錦綺、返牒于今遅々。二箇度牒状所「持来」也。但今度牒状之中、依「孫忠訴」、被捉「劉琨子族」者。遣問此由於孫忠、若無所陳、付「他商客」可遣「返牒状」歟。

こうした短期往来が可能になったのは博多唐房という居留地が確保されたことによると思われるが(短期往来のため)に唐房が形成されたとも言える)、この段階ではk-1のような未済分を残したままで日本を離れ、またすぐに来航するという形での彼我往来も企図された。以前には例えば『本朝世紀』天慶元年(九三八)八月二十三日条「又今日、下「太宰府官符一通」、於「陣座」覧上遣「参議藤原顕忠朝臣於結政所」捺印也(故少監物源興国請「取唐人蔣承勳貨物」、不「返行」死去。仍以「府庫布」准給之状)」とあるように、その都度決済を完遂しており、これは次回の来航は双方で予測し難いという状況があったためであろう。道長期の曾令文、また頼通期最初期の慕晏誠(『春記』長久元年(一〇四〇)四月二十七・二十九日、五月二・五・六・十・十一日条など)などは決済がこじれた事例として記録に留められている。

したがってiのような日本人との貸借関係を結ぶことができる宋人は、唐房に居留するか、短期のうちに彼我往来をくり返すことで、借財の回収が可能な状態にならなければ、出現し難いものと考えられる。j-5の李侁が強盗事件未決のまま、宋に帰国したのも、近々に再来が予定されていたためと解される。ただ、宋人の頻繁な来航は複数の宋

人の同時滞在という事態を惹起し、k-2後半部の孫吉と劉琨の紛擾は詳細不明であるが(k-1にはこの件は見えない)、商客間の事件が日本朝廷の判断に委ねられる場合も出てくることになる。その他、h-1のような宋人宿房への放火事件、h-2も一面では異臭騒動の観もあり、こうした唐房をめぐる出来事への介入が求められてくる。では、こうした案件も含めて、日本側は商客来航にどのように対応したのであるうか。また孫吉の例では明州牒の将来が見られ、対外関係の処理に発展する可能性もあったので、こうした文書の到来への対応も検討されねばならない。

### 三 対外政策のあり方

藤原道長が万寿四年(一〇二七)十二月四日に薨去し、名実ともに藤原頼通執政期に入った段階では、耽羅島人の流来(『小右記』長元四年二月十九・二十四・二十六日条)や上述の宋商人慕晏誠の問題もあったが、後者は大宰権帥藤原実成(公季の子)との間の紛擾であり、それぞれに適切に処理されている。『百鍊抄』寛徳二年(一〇四三)八月二十九日条に見える筑前国住人清原守武の入唐事件は詳細不明であるが、佐渡配流の処断が執行されており(『百鍊抄』『扶桑略記』『西宮記』卷二十一臨時着鈿例所引「宗金記」永承二年(一〇四七)十二月二十四日条)、渡海制に基づく科罪が行われたものと目され、孫吉I+aの来航に伴う年紀制違反や同来の潘懷清・王宗の「所<sub>レ</sub>進公憑<sub>二</sub>通也、非<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>」という案件(「懷清与<sub>二</sub>他商客<sub>一</sub>」相約束、忽依<sub>二</sub>違約<sub>一</sub>棄<sub>二</sub>王宗舟<sub>一</sub>」と弁明)なども年紀制の原則による廻却措置をとっており(『帥記』治暦四年(一〇六八)十月二十三日条)、大きな問題になることはなかった。

この間には前二章で検討したような宋人の来航・居留形態の変化や国内諸人士と宋人の交流が進展していくのである

が、頼通期には総じて重要な外交決断に迫られることはなく、年紀制・渡海制に基づく外交統括がそれなりに保持されていた時代であったと言えよう。ところが、院政期に向かう段階で、成尋の入宋と弟子五人の先行帰国、その際の宋皇帝からの文書・信物付与を機に、明州牒など幾分なりとも宋側の意を体した形での宋人來航が散見するようになり、日本朝廷では従来の唐人來着定を越える判断が求められることになる。成尋の弟子帰朝に端を発する上掲の孫吉の來航状況の整理に看取されるように、結局十年間近くも継続する事案となるのであるが、その概要は別稿で言及したことがあるので、ここでは孫吉の手法と日本側の混迷ぶりに触れておきたい。

1-1 『百鍊抄』承暦元年（一〇七七）五月五日条  
請<sub>二</sub>印大宋国返信官符<sub>一</sub>。長季朝臣書<sub>二</sub>黄紙<sub>一</sub>、入<sub>二</sub>螺鈿篋<sub>一</sub>。答信物六丈織絹二百疋・水銀五千兩也。

1-2 『統資治通鑑長編』卷二八八元豐元年（一〇七八）承暦二（二月辛亥条（『宋史』日本伝も参照）

明州言、得<sub>二</sub>日本国太宰府牒<sub>一</sub>、稱、附<sub>二</sub>使人孫忠<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>僧仲回等<sub>一</sub>、進<sub>二</sub>純二百疋・水銀五千兩<sub>一</sub>。本州勘会、孫忠非<sub>二</sub>所遣使臣<sub>一</sub>、乃泛<sub>レ</sub>海商客。而貢奉之礼不<sub>レ</sub>循<sub>二</sub>諸国例<sub>一</sub>。乞以<sub>二</sub>此牒<sub>一</sub>報、仍乞以<sub>下</sub>所<sub>二</sub>回賜<sub>一</sub>錢物<sub>上</sub>付<sub>二</sub>仲回<sub>一</sub>。從<sub>レ</sub>之。

1-3 『善隣国宝記』元永元年条所収諸家勘文

（上略）承暦二年、宋人孫吉所<sub>レ</sub>献之牒曰、賜<sub>二</sub>日本国大宰府令藤原経平<sub>一</sub>。元豐三年（一〇八〇）承暦四、宋人孫吉所<sub>レ</sub>献牒曰、大宋国明州牒<sub>二</sub>日本国<sub>一</sub>。（下略）

1-4 『百鍊抄』承暦二年（一〇七八）十月二十五日条

諸卿定申大宋国貢物事、錦唐黄等也。此事已為<sub>二</sub>朝家大事<sub>一</sub>。唐朝与<sub>二</sub>日本<sub>一</sub>、和親久絶、不<sub>レ</sub>貢<sub>二</sub>朝物<sub>一</sub>。近日頗有<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>。人以成<sub>二</sub>狐疑<sub>一</sub>。

1-5 『帥記』承暦四年（一〇八〇）五月二十七日条（史料大成の底本により文字を校訂）

(上略) 次予申云、太宰府言上小式盛(成カ)季・肥後守時綱間(問カ)□太宋国商客孫忠・件(仲カ)廻等陣(陳カ)申彼朝□状并副獻籠子事。勸問孫忠等之中、不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>人名<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>年号<sub>一</sub>、并有<sub>二</sub>廻賜字<sub>一</sub>、猶殘<sub>二</sub>疑殆<sub>一</sub>之由、陣(陳カ)申旨、更被<sub>レ</sub>責<sub>二</sub>其故<sub>一</sub>者。如<sub>レ</sub>此書體依<sub>レ</sub>事隨<sub>二</sub>世非<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>改易<sub>一</sub>。又廻賜之字非<sub>二</sub>指本文<sub>一</sub>、何強可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>覆問<sub>一</sub>乎。此中先日所<sub>二</sub>送遣<sub>一</sub>答信物領否不<sub>レ</sub>見。并今度送文被<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>大宰令經平<sub>一</sub>之由猶有<sub>二</sub>其疑<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>難<sub>二</sub>默止<sub>一</sub>矣。大宰府遣<sub>二</sub>返牒<sub>一</sub>者、明(頗カ)可<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>載其由<sub>一</sub>歟。但府解之中申云、孫忠所<sub>レ</sub>獻封書一通□先例如<sub>レ</sub>此之文非<sub>二</sub>開見<sub>一</sub>、輒以難<sub>レ</sub>獻者。就<sub>レ</sub>之案<sub>レ</sub>之、大宰府所<sub>レ</sub>申雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其謂<sub>一</sub>、是異国□客言上牒然(状カ)也。何寄<sub>二</sub>事於国封<sub>一</sub>偏難<sub>二</sub>弁置<sub>一</sub>乎。猶召<sub>二</sub>彼書<sub>一</sub>、詳<sub>二</sub>彼趣<sub>一</sub>之後、可<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>牒状<sub>一</sub>歟。至<sub>二</sub>于經平朝臣私遣貨物之条<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>典章所<sub>レ</sub>指<sub>一</sub>、忽難<sub>二</sub>定申<sub>一</sub>、真可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>尋否之間可<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>。抑今度所<sub>レ</sub>獻籠子者、雖<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>如此疑船(殆カ)弁決召上<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>皇后宮權大夫藤原朝臣定申<sub>一</sub>、先度不<sub>二</sub>返遣<sub>一</sub>之上、今度持參之後、漸歷<sub>二</sub>年月<sub>一</sub>□□令<sub>二</sub>召覽<sub>一</sub>何難<sub>レ</sub>之有乎。(下略)

1-6 『扶桑略記』承曆四年閏八月三十日条

大宋商人孫忠寶<sub>二</sub>明州牒<sub>一</sub>、參<sub>二</sub>着越前国敦賀津<sub>一</sub>。先<sub>レ</sub>是、去八月着<sub>二</sub>太宰岸<sub>一</sub>。隨<sub>レ</sub>則府司言上、不<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>報文<sub>一</sub>、吉忠小舟飛帆參入也。仍今日差<sub>二</sub>遣官使<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>件牒<sub>一</sub>。

1-7 『帥記』承曆四年九月二十日条

(上略) 經平朝臣送<sub>二</sub>孫忠・件(仲カ)廻等許<sub>一</sub>下文云、件雜物等伝奉々国軍者。又件文送文中<sub>二</sub>弓・胡録・刀等<sub>一</sub>、不便事也。然而可<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>之由、各所<sub>二</sub>定申<sub>一</sub>也。人々隨<sub>二</sub>世氣色<sub>一</sub>歟。末代之事、多以如<sub>レ</sub>此歟。唐物多被<sub>二</sub>推取<sub>一</sub>一条者、經平陳申云、件沽價者、為<sub>二</sub>彼府例<sub>一</sub>日久者。又孫忠雖<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>唯四千余疋未<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>沽價<sub>一</sub>由上、不<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>色目<sub>一</sub>。仍先可<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>尋彼府例<sub>一</sub>由被<sub>レ</sub>定了。至于目代豊前々司保定・甲斐進士為<sub>二</sub>季殊致<sub>一</sub>苛法<sub>一</sub>、責<sub>二</sub>取唐物<sub>一</sub>一条上者、各可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>問者。曉更事了、各以退出。

1—8 『帥記』 永保元年（二〇八一）十月二十五日条

（上略）大宋国明州（牒日本国）。当州勘会、先差<sup>二</sup>商客孫忠等<sup>一</sup>、乘<sup>二</sup>載日本国通事仲廻及朝廷廻賜副物色<sup>一</sup>前去、至<sup>レ</sup>今經<sup>二</sup>隔歲月<sup>一</sup>、未<sup>レ</sup>見<sup>二</sup>廻還<sup>一</sup>。訪聞得在被（彼カ）載、有本朝商人劉琨父子<sup>一</sup>。説事端勘（欺イ）、或本国致<sup>二</sup>遷延久<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>發遣<sup>一</sup>、須<sup>レ</sup>至<sup>二</sup>公文<sup>一</sup>。牒具如<sup>二</sup>前事<sup>一</sup>。須<sup>レ</sup>牒<sup>二</sup>日本国<sup>一</sup>、候<sup>二</sup>牒到<sup>一</sup>請<sup>レ</sup>狀、提逐人国（囚カ）商客舟船、伝送赴<sup>レ</sup>州、以憑<sup>二</sup>依法<sup>一</sup>断、遣<sup>レ</sup>狀其孫忠等亦（示）請<sup>二</sup>疾發遣回<sup>一</sup>歸本州、不<sup>レ</sup>請<sup>二</sup>留滯<sup>一</sup>。謹牒。元豐肆年（一〇八一）陸月初式日牒。權觀察使推官權節<sup>一</sup>推萊畜。奉議郎簽書節度判官公事花返。朝奉郎通判軍州事胡山。朝議大夫知軍州事王正（止イ）。付<sup>二</sup>牒商人王端<sup>一</sup>也。（下略）

成尋の弟子五人が帰朝したのは延久五年（一〇七三）で、白河天皇の治世最初期、関白は藤原教通（七十八歳）であり、承保二年（一〇七五）九月には教通が死去し、頼通の子師実（三十八歳）が関白になるが、本案件の時期は撰関政治末期、さりとて院政も始まっていないという、強力な政治権力の空白期であった。また詳細な経緯が記された古記録が欠如するという点では史料の空白期でもあり、陳詠・孫吉らが齎した宋皇帝の信物に対する返信・答信物の送付に關しては『水左記』に若干の記述が残存し、1—1がその結論を示しているものの、日本側の文書形式や孫吉Ⅱの帰国状況は不明である。但し、1—1の答信物と1—2の記述は合致しており、孫吉Ⅱは日本の通事僧仲回（『宋史』日本国伝には慕化懷徳大師の号を賜与されたとある）を随伴して帰国したこと、また1—2では大宰府牒を携行したものであったことが知られる。

宋側では孫吉は宋の使人ではないこと、「貢奉之礼不<sup>レ</sup>循<sup>二</sup>諸国例<sup>一</sup>」ことにより、これを中央には上送せず、明州が対応して明州牒①を発給することにしたようであるが、孫吉はこれを携行し、仲回の帰朝を送るといふ形で孫吉Ⅲの来航を遂げることができた。その牒には「賜<sup>二</sup>日本国大宰府令藤原経平<sup>一</sup>」（1—3）とあり、明州から大宰府に宛てる書

式で、1—4によると、孫吉は「大宋国貢物」として錦などを献上しており、日宋間の通交を取り次ぐという体をとっている。孫吉I+aは年紀制への違反を理由に廻却に処せられていたが、これらの文書・信物の携行により孫吉II・IIIは年紀制を云々されることなく、日本への滞留が可能になったものと思われる。ただ、これは『朝野群載』卷二十異国に掲載された宋・崇寧四年（一一〇五）長治五）六月公憑に記載された「勘会、商販人前<sub>二</sub>去諸国<sub>一</sub>、並不<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>妄称<sub>二</sub>作奉使名目<sub>一</sub>、及妄作<sub>二</sub>表章<sub>一</sub>、妄有<sub>中</sub>称呼<sub>上</sub>」に抵触し兼ねない行為であり、明州牒①の伝達はそれを回避する方策であったと位置づけることができよう。

史料の欠如もあり、今回の明州牒①・孫吉IIIの来航への対応はしばらく不明となっており、1—5の承暦四年になって漸く対処が議題に上ったようである。後代の『玉葉』承安二年（一一七二）九月二十二日条に「承暦之比、又有<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>。其牒状書<sub>レ</sub>廻<sub>二</sub>賜日本国<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>之殊有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>。両度被<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>諸道<sub>一</sub>、遂<sub>レ</sub>経<sub>二</sub>両三年<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>留了。時人謗<sub>レ</sub>之」とあるのは1—5—8の推移をふまえた評言であろう。孫吉II・孫吉IIIの来着時の大宰府の責任者は大式藤原経平（承保二—承暦三年在任）で、彼は小野宮流の実資の兄懐平の孫にあたる（父は経通）。承暦四年正月に権中納言藤原資仲が権帥になっており（応徳元年四月辞任）、彼も小野宮流・実資の養子資平（懐平の子）の子であったが、この交替により経平在任中の実績が問題になったものと目され、1—5では明州牒①の内容や孫吉IIの帰国時に経平が私的に宋に物品を送付したことが審議事項になっている。

即ち、1—5によると、明州牒には「廻賜」の文字があったこと、「太宰令経平」に給付する形になっていたことが問題になっており、また日本側の答信物の領否が明記されていない点も不審とされている。1—1では「大宋国返信符」に請印したとあるので、これは太政官牒を送付したということなのか、とすると、1—2に明記され、今回も大宰府宛の文書が届いているように、大宰府で大宰府牒を差し替えて送付したということなのであろうか。あるいは1—

1に至る過程では返牒作成のことは見えないので(『水左記』承保二年十月二十六日条、同三年六月二日条など)、「大宋国返信符」は大宰府に答信物を送付するように命じた太政官符のことで、大宰府では答信物の送状として大宰府牒を作成して送付したという状況も推察でき、差し替え云々は議題になっていないので、こちらの可能性を考えておきたい。そして、1—7によると、経平が送託した貨物には弓・刀などが含まれていたことがわかり、また来着した孫吉Ⅲとの間には、経平による唐物の押取、目代による唐物の責取など、交易品入手をめぐる紛擾が起きているので、経平の行為が唐物の獲得、交易の巨利に起因していたことが窺われる。

関市令弓箭条には「凡弓箭兵器、並不<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>与<sub>三</sub>諸蕃<sub>一</sub>市易<sub>上</sub>」とあり、後代の僧明範の契丹渡航事件でも「僧明範多以<sub>三</sub>兵具<sub>一</sub>売却、(脱アラン)金銀条、已<sub>レ</sub>乖<sub>三</sub>此令<sub>一</sub>歟」(『中右記』寛治六年九月十三日条)と非難されている<sup>10)</sup>。但し、この件はこれ以上追求されなかったようであり(1—7の書きぶりでは「勅定」による封殺があったか)、武器供与の意味は後述することにした。ともかくも明州牒①への対応はさらに討議され、1—4の錦受領の可否、答信物の送付、返牒の作成などが議題となっていくようである(『水左記』・『帥記』承暦四年閏八月十四日条など)。そうした中、明州牒②が到来し、新たな事態が加わる。1—6には孫吉が齎したとあるが、孫吉Ⅲは日本に滞留したままであり、これは孫吉配下の水手黄逢が宋に戻り、明州牒②を携行して到来したものである(『水左記』承暦四年閏八月二十六日条)。

明州牒②(1—3の元豊三年牒か)の内容は「其状無<sub>レ</sub>指事<sub>一</sub>、只前使孫忠遲帰来<sub>レ</sub>心也<sub>一</sub>」、「別<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>待歟、只孫忠遲帰来<sub>レ</sub>也者<sub>一</sub>」(『帥記』・『水左記』承暦四年九月十日条)で、明州牒①を携行して日本に赴いた孫吉Ⅲの帰国が遅いことを問い合わせたものであった。大宰府に来着しながらも、都に近い敦賀津に移動して牒②を捧呈しようとした黄逢の行動は問題とされており、『水左記』永保元年十月二十五日条には「今年春□(廻カ)却宋人黄政●改<sub>三</sub>姓名<sub>一</sub>称<sub>三</sub>王端<sub>一</sub>□□彼朝明州牒孫忠水手黄逢□来<sub>レ</sub>■(状カ)■副<sub>三</sub>明州牒一封<sub>一</sub>」(尊経閣文庫所蔵自筆本写真帳により校訂)とあるので、黄



仰<sub>レ</sub>彼府<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>廻却<sub>一</sub>歟。但近代所<sub>レ</sub>行、有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>穩便<sub>一</sub>歟。有<sub>下</sub>廻<sub>二</sub>船尾<sub>一</sub>之名<sub>上</sub>、既無<sub>下</sub>過<sub>二</sub>鯨頭<sub>一</sub>之實<sub>上</sub>。商侶失<sub>二</sub>禮儀<sub>一</sub>、府司不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>督察<sub>一</sub>之故也。早給<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>誠仰<sub>一</sub>歟。

m—1は宋が西夏の侵寇に備えて火薬武器の大量配備を計画した方策の一環であり、中国側ではその後の顛末が不詳であるが、硫黄五十万斤を五人の綱首に十万斤ずつ割り当てて日本から購入しようとしたとあるのは、正しくm—2で来航した五人がそれに相当し、この計画は実行に移されていたことが判明している。<sup>42</sup>第一章で触れた陳詠は日本から硫黄を販載し、杭州・蘇州で売り捌いていたとい、硫黄は日宋貿易において日本からの主要な輸出品として夙に知られている。<sup>43</sup>『新猿楽記』八郎真人条には「東臻<sub>二</sub>于俘囚之地<sub>一</sub>、西渡<sub>二</sub>於貴賀之嶋<sub>一</sub>。交易之物売買之種不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>称<sub>レ</sub>数」とあり、「流黄」<sup>44</sup>は硫黄が貴賀島の産品で、『延慶本平家物語』第一末「廿八成経康頼俊寛等油黄嶋被<sub>レ</sub>流事」には「それども少将の舅、平宰相の領、肥前国加世庄と云所あり、彼こより折節に付如形の衣食を被訪ければ、康頼も俊寛もそれにかかりてそ日を送りける」、第二本「十八有王丸油黄島へ尋行事」に「山の峯に上て硫黄を取て商人の舟の舟のよりたるに是をあきなひとかくはく、みてあかしくらしける程に」などと記されているように、肥前などを起点に硫黄商人が往来していたようであるから、そのような形で大宰府に硫黄が集積されていたものと考えられる。<sup>44</sup>

そもそも、前稿で触れたように、道長執政期には大宰府を介した明州との通交も企図されたことがあったが、『宋史』日本国伝に「天聖四年（一〇二六）<sub>二</sub>万寿三<sub>一</sub>十二月、明州言、日本国大宰府、遣<sub>レ</sub>人貢<sub>二</sub>方物<sub>一</sub>、而不<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>本国表<sub>一</sub>、詔却<sub>レ</sub>之。其後亦未<sub>レ</sub>通<sub>二</sub>朝貢<sub>一</sub>」<sup>45</sup>とあり、1—2に「貢奉之礼不<sub>レ</sub>循<sub>二</sub>諸国例<sub>一</sub>」<sup>46</sup>と評されているように、上表文捧呈・朝貢形式をとらない通交は認められず、周文裔<sub>II</sub>・周良史<sub>I</sub>の帰国に付託されたこの試みは新たな展開にはつながらなかった。『宋会要輯稿』職官四四・市舶司には「日本国大宰府進奉使周良史状、奉<sub>二</sub>本府都督之命<sub>一</sub>、将<sub>二</sub>土產物色<sub>一</sub>進奉」と記されているので、これは道長の方策とまでは言えず、周良史に利用されたもので、孫吉の手法の先蹤を成す事例と考える

方がよいのかもしれない。しかし、孫吉が切り開いた方法は成尋の弟子帰国に付託された宋側の信物に対する答信という行為に裏付けられており、国書付与まではいかないものの、明州牒による伝達という方式がとられることになったのであろう。

n 『朝野群載』卷五延久二年（一〇七〇）十二月七日陣定

大宰府言上、大宋国福州商客潘懷清参来、可安置否事。内大臣、春宮大夫藤原朝臣・左衛門督源朝臣・右衛門督藤原朝臣・權中納言藤原朝臣・右兵衛督藤原朝臣等定申云、件事大概相同右大弁源朝臣定申。但貨物解文之中、注進仏像并文書等。而若被廻却者、恐存不被用如此仏像・書籍、後來商客永不貢進。仍被免安置被納方物、何事之有乎。權中納言源朝臣・右大弁源朝臣等定申云、件懷清等、治曆之年雖参来、依相違起請年記、蒙廻却符、去年帰郷已畢。而今年重参来、已似忘朝憲。又副進公憑案文。先例若不進正文歟。太宰府不覆問此由、尤不当也。但如存問日記者、雖被廻却、為慕皇化、遠渡蒼溟、重以参来者。就之言之、誠雖侵愆紀之過殆、盍憐大德之遠情乎。况歳及臘月、寒限可畏。仍下知旨趣、被免安置、殊有何難乎。凡商客参来、相定年紀之後、不必依起請之期、有被免安置之時。是奉為公家、無指事妨之政也。抑至于貢進貨物等者、若被安置者、可檢納歟。

では、実際に明州の意を体した来航があった時は、日本側はどのように対応したのであろうか。m-2がm-1の明州の方策をもとに到来したのはまちがいないが、m-2には明州牒の携行云々ということは話題になっていないので、形式としては通常の商客の来着として扱われたものと思われる。成尋の弟子たちの帰朝をめぐる案件の直近であるnを見ると、この潘懷清は年紀制違反で廻却され、前年に帰国していたにもかかわらず、再度の来航を試みたものであった。但し、今回は仏像・書籍を将来しており、日本側では「商人重利、惟載輕貨」而來。上国之風絶而無聞、学者之恨

在「此一事」〔『善隣国宝記』寛弘三（元カ）年条・『参記』卷五熙寧五年十二月二十九日条〔309〕所引『楊文公話苑』所載寛弘五年（一〇〇八）治部卿源英従書状〕という要望も呈されていたので、「後來商客永不「貢進」」ことを回避するために安置を許可すべしとする見解が示され、「凡商客参来、相「定」年紀「之後、不「必」依「起請」之期」、有「下」被「免」安置「之時」上」という年紀制の実際の運用をふまえて、安置が認められたものと考えられる。

そこで、m—2であるが、m—1によると、五人の綱首は同じ使命で来航した筈であるのに、m—2では王端・柳念・丁載と孫吉・林臯の二つに区分して対応が検討されたことがわかる。上述のように、王端も黄政が改名して到来したもので、前回その行為が問題になっているにもかかわらず、陣定では安置を認めるグループの中に含まれている。一方、孫吉Ⅱ・Ⅲで日本側を大いに翻弄した孫吉Ⅳ、また「但馬唐人林養之子」と目される林臯は、日本側には紛擾の種として問題視されたのか、「寄「事」由飛帆」、何以「異客之身」、忽遂「本朝之願」乎」と厳しく審査し、廻却に処せられてしまふ。ここにはm—1の如き宋側の使命は全く顧慮されておらず（商客らも使命を隠して硫黄を入手しようとしたか）、日本側の判断、従前の行為を基準に安置・廻却が分かれる仕儀になった。<sup>(45)</sup>

また孫吉Ⅱ・Ⅲの案件では複数の宋商人が続々と往来している状況が看取され、大宰府からも複数の唐人来着定に関する文書が齎されていた。m—2では「近代府司、乍「瞻」廻却官符」、殊「優異客」、任「情量」其意趣」、似「令出」不「被」行者歟」、「抑近代異客来「著諸国」、交関成「市」、填「城溢」廊」、「但近代所「行」、有「不」穩便「歟」。有「下」廻「船尾」之名上、既「無」過「鯨頭」之実上。商侶失「三」礼儀」、府司不「加」督察「之故也」。早給「官符」、可「被」誠仰「歟」といった意見が出されており、大宰府周辺、あるいは敦賀津への参来などを含めて、到着地の対応を引き締めようとする方向も看取される。実際にmの来航に関係するのかは不明であるが、c—2では大宰府が「宋人來着并被「射殺」事」が言上されており、林臯と同じく山陰道に拠点をもつる宋人楊忠が大宰府に赴いており、参来の商客と結託、あるいは対立の危惧も現実の

ものになっていたのであろう。その他、d-gの北陸道でも同様の状況が現出するところであった。

但し、『後二条師通記』寛治二年（一〇八八）閏十月七日条に「唐人幼主代初可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>安置<sub>一</sub>云々」とあり、この案件は前稿でも言及しているが、これが応徳三年（一〇八六）十二月堀河天皇即位と前後して越前国に來航した宋人、『百鍊抄』寛治二年十月十七日条に「宋人張仲所<sub>レ</sub>献竹豹廻却<sub>レ</sub>官符請印」とある張仲に関わるものだとすれば、審議に時間をかけ、かつ道長期の三条・後一条天皇の代始め來航者を安置するという先例に依拠して、廻却↓安置の変更を行った事例と見なすことができよう。一方では、寛治六年に發覺した劉琨V・VIの來航に伴う僧明範の契丹渡航事件については、大宰権帥藤原伊房や対馬守藤原敦輔が関与していたこともあつてか、師実・師通らは陣定を重ねた上で、しかるべき科罪を下している。<sup>46</sup>この案件では劉琨・明範らは兵具を契丹に売却したといひ（『中右記』寛治六年九月十三日条）、上述のように、この点は伊房らの処断の際に特に言及されていないので、日本側では大きな問題になっていないように思われるが、劉琨は「為<sub>二</sub>商客<sub>一</sub>初通<sub>二</sub>契丹国之路<sub>一</sub>」（『中右記』寛治六年六月二十七日条）と記されており、m-lの宋の対西夏戦など、宋をめぐる戦端の可能性を含めて、日本・高麗經由で契丹に兵具を売買するという計画が試行されたものと見るができる。

ちなみに、『高麗史』によると、文宗二十七年（一〇七三＝延久五）七月丙午条「東南海都部署奏、日本人王則貞・松永年等四十二人來、請<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>螺鈿鞍橋・刀・鏡匣・硯箱・櫛・書案・画屏・香炉・弓箭・水銀・螺申等物<sub>一</sub>」、宣宗四年（一〇八七＝寛治元）七月庚午条「東南海都部署奏、日本国対馬島元平等四十人來、献<sub>二</sub>真珠・水銀・宝刀・牛・馬<sub>一</sub>」、同六年八月丙辰条「日本国大宰府商客來、献<sub>二</sub>水銀・真珠・弓箭・刀劍<sub>一</sub>」などがあり、日本から到來する人々が兵具を將來することは特異な事柄ではなかった（1-7も参照）。但し、契丹渡航事件を経た宣宗十年（一〇九三＝寛治七）七月癸未条には「西海道按察使奏、安西都護府轄下延平島巡檢軍捕<sub>二</sub>海船一艘<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>載宋人十二人・倭人十九、有<sub>二</sub>弓箭・刀劍・

甲冑并水銀・真珠・硫黄・法螺等物<sup>一</sup>。必是兩國海賊、共欲<sup>レ</sup>侵<sup>二</sup>我辺鄙<sup>一</sup>者也。其兵仗等物、請収<sup>二</sup>納官<sup>一</sup>、並配<sup>二</sup>嶺外<sup>一</sup>。賞<sup>二</sup>其巡捕軍士<sup>一</sup>。從<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>とあり、宋人と日本人の混成旅団が兵具を携えていたのを、海賊の侵攻の疑いありとして処断した事件が記されている。劉琨と明範の契丹渡航もこのような物品を積載していたのではないかと推定され、そうした行為に対する高麗の警戒が喚起されたことが窺われる<sup>(47)</sup>。

以上、mに関連して、継起する契丹渡航事件への対処にも触れながら、当該期の宋・契丹をめぐる不穏な国際情勢の中で(一一二五年金による契丹の滅亡、一一二七年北宋から南宋へと帰結する胎動の時代)、日本朝廷はそうした動向を殆ど顧慮せずに、対商客の安置・廻却を基準に対応した様子を見た。では、この後さらに宋・明州から牒状が届く事態や商客の到来にはどのように対処していくのであろうか。

○『師守記』貞治六年五月九日条「異国牒状到来時、被<sup>レ</sup>略<sup>二</sup>返牒<sup>一</sup>、或將軍以下遣例事<sup>一</sup>」

承德元年(一〇九七)九月、大宋国明州條(牒)到来。十二月廿四日、可<sup>レ</sup>遣<sup>二</sup>大宰府返牒<sup>一</sup>之由、賜<sup>二</sup>官符於彼府<sup>一</sup>。件返牒權帥匡房卿作<sup>レ</sup>之。不<sup>レ</sup>載<sup>二</sup>太政官奉勅之由<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>大宰府<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>遣<sup>二</sup>牒<sup>一</sup>。

P-1 『百鍊抄』永久四年(一一一六)五月十六日条

諸卿定<sup>二</sup>申大宋国牒状并阿蘇社燒亡事<sup>一</sup>。

P-2 『師守記』貞治六年五月九日条「異国牒状到来時、被<sup>レ</sup>略<sup>二</sup>返牒<sup>一</sup>、或將軍以下遣例事<sup>一</sup>」

(上略)□□(永久)五年(一一一七)九月、大宋国明州牒到来。以<sup>レ</sup>紙裏<sup>レ</sup>之。□□(表裏有<sup>レ</sup>銘、其上以<sup>レ</sup>錦裏。(中略)同六年(一一一八)三月十五日、右大臣召<sup>二</sup>少外記広安被<sup>レ</sup>下<sup>二</sup>宣旨<sup>一</sup>。是大宋国所<sup>レ</sup>附<sup>二</sup>孫俊明・鄭清等<sup>一</sup>之両箇書言上趣、頗似<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>故。相<sup>二</sup>叶先例<sup>一</sup>否令<sup>二</sup>紀伝・明経・明法道博士并式部大輔在良朝臣勘申<sup>一</sup>事也。(中略)六月八日、左大臣已下参入、有<sup>二</sup>直物事<sup>一</sup>。又被<sup>レ</sup>定<sup>下</sup>申諸道勘申、大宋国所<sup>レ</sup>献之書状叶<sup>二</sup>先例<sup>一</sup>否事<sup>上</sup>。今度依<sup>レ</sup>無<sup>下</sup>進<sup>二</sup>公家<sup>一</sup>之趣<sup>上</sup>、不<sup>レ</sup>遣<sup>二</sup>返

牒<sup>一</sup>。(下略)

p—3 『中右記』元永元年(一一一八)二月三十日条

(上略)又大宋国商客陳次(俊カ)明申、給<sup>レ</sup>本朝返牒<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>帰<sup>レ</sup>唐事。人々一同被<sup>レ</sup>申云、本自無<sup>レ</sup>牒<sup>一</sup>日本国<sup>一</sup>書付<sup>一</sup>商客<sup>一</sup>申上。調遣返牒事忽不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有也。先年下知、件日被<sup>レ</sup>廻却<sup>一</sup>処、今年又来着。何又可<sup>レ</sup>申請<sup>一</sup>哉。如<sup>レ</sup>初可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>廻却<sup>一</sup>者。

p—4 『善隣国宝記』鳥羽院・元永元年条

宋国附<sup>一</sup>商客孫俊明・鄭清等<sup>一</sup>書曰、矧爾東夷之長、実惟日本之邦、人崇<sup>一</sup>謙遜之風、地富<sup>一</sup>珍奇之産。曩修<sup>一</sup>方貢、婦<sup>一</sup>順明時、隔濶彌<sup>レ</sup>年、久缺<sup>一</sup>来王之義、遭<sup>一</sup>逢熙(遐カ)且<sup>一</sup>。宜<sup>レ</sup>敢(敦カ)<sup>一</sup>事大之誠<sup>一</sup>云々。此書叶<sup>一</sup>書例<sup>一</sup>否、令<sup>一</sup>諸家勘<sup>レ</sup>之。

p—5 『異国牒状記』「代々異国よりの礼節の事」<sup>(48)</sup>

(上略)元永元年九月、宋朝牒状到来。其状にいはいはく、知明州軍州事云々。諸道勘文<sup>二</sup>及ふ。書體先例に背うへ、公家に進むるおもむきなきよし沙汰ありて、返牒なし。(下略)

q—1 『百鍊抄』保安二年(一一二二)三月二十六日条

諸卿定<sup>一</sup>申諸道勘申大宋牒事<sup>一</sup>。或云、可<sup>レ</sup>遣<sup>一</sup>大宰府返牒<sup>一</sup>、或云、可<sup>レ</sup>送<sup>一</sup>方物<sup>一</sup>。

q—2 『玉葉』承安三年三月十三日条

(上略)保安返牒之草(在良草<sup>レ</sup>之。清書定信也。件正本草也)取出令<sup>レ</sup>見、暫兼光退出了。(下略)

白河上皇による院政が本格化するのには子堀河天皇が崩じ、孫鳥羽天皇が即位する嘉承二年(一一〇七)頃からであり、この間摂関家では師実・師通が死去して(康和三年(一一〇一)、康和元年(一一〇九九)、若年の忠実の時代になっていた。<sup>(49)</sup> oは関白師通の時のもの、p・qは白河上皇―鳥羽天皇治下のものということになる。当該期は外交案件に關す

る決定過程が判明する事例が殆どなく、議論の詳細は不明とせざるを得ないが、o・qは大宰府の名義で返牒を出したといい、明州牒の到来に対してそれに相応しい大宰府牒を発給したということであろう。これらは長々と協議の上で返牒を作成した1の対応に通じるものである。

一方、pはq-2で草案に携わったとある菅原在良も参画した元永勘文をふまえて、返牒を出さないという選択を行っている。勘文作成の経緯はp-2に記されており、勘文自体はp-4下略部分など、『善隣国宝記』に散在する形で概要が知られる。勘文は七世紀の隋の国書を始めとして、隋・唐の国書、そして1-3のような明州牒など、中国から倭国・日本に齎された文書の書式を検討する内容になっている。遣唐使の時代には日本は唐の冊封下に入っておらず、かつては国書不携行説が有力であったが、日本の遣唐使が朝貢の使者であったことは明白であり、唐の国書は遣唐使に付託されて到来しているので、明確な実例はないものの、遣唐使が国書を捧呈していた可能性は高いと見るのが近年の有力説であると考えられる。<sup>51</sup> その段階で日本側の国書作成に際して唐からの国書の書式を検討していたか否かは全く不詳であるが、日本から新羅・渤海などに発給する国書作成において、唐の国書の書式が参考にされていたことは明確になっている。<sup>52</sup> その後、十世紀前半には遣唐使事業の終了、唐・新羅・渤海が滅亡して国際関係が変容する中、日本は宋・高麗とは公的な通交を行わなかったから、国書作成も云々されることがなかった。

そこで、pの元永勘文の勘申である。p-4で到来した文書に関しては、p-4に一部が引用されているものを見ると、文体は四六文で、日本に対して宋への朝貢を促す内容になっており、牒状とは明らかに異なるので、これは国書であって、p-2・5の明州牒と合せて発給されたとする指摘がなされている。<sup>53</sup> 当時の明州の知州は樓異という人物で、明州に高麗館を設置したり、百舟を建造したりと（『宋史』卷三五四）、对外政策に意を払っていたから、徽宗皇帝の積極的外交策と相俟って、国書と明州牒状が同時に出された所以であるという。とすると、pの事案において先例の勘申

が行われたのは、中国からの国書到来という久方ぶりの事態を受けてのことであつたと考えられよう。上述のように、院政が本格化した段階で、院―天皇による外交権の掌握・行使が求められる場面が現出したのである。

但し、p―2・5によると、国書の返信云々には言及されておらず、従前から到来していた明州牒に対して返牒しないという形での処理がなされたようであり、o・qとpとが異なる対応になった要因が浮かび上がってくる。p―2・5では今回到来の明州牒が従前の書式と異なる点を指摘し、返牒を作成しないという結論になったと述べるが、p―4が国書到来を窺わせ、元永勘文でも従前の中国側の国書の書式が勘申されていることに留意すると、国書への返信を行わない、つまり正式な通交を回避するという措置が講じられたものと解することができよう。その意味では、これは遣唐使事業終了以降、撰関家が外交権を掌握・行使する中でとられてきた外交方針を踏襲する判断であつたことになる。ただ、その決定に至る過程で、院―天皇の意向による諸道勘申が行われたことは重要であり、ここに天皇大権としての外交権の行使が看取されるところである。

q―2は後白河法皇・平清盛の通交を非難する九条兼実が先例を書き留めたものであるが、p―2・5の如き、こうした対外関係の前例参照とそのため資料集成は今回の事案を機に関心が払われていくと展望される。そこには院―天皇の外交権行使を支える先例の勘申に供するという姿勢があり、兼実の先例に基づく批評も撰関家の外交権というよりは、朝廷の一員として朝廷の外交のあり方を糺そうとする行為であつたと目される。

r『中右記』大治二年（一一二七）十二月二十六日条

又太宰府申唐人四人来着事。人々定申云、年紀不<sub>レ</sub>叶、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>廻却<sub>一</sub>歟。左大弁読<sub>レ</sub>之書<sub>レ</sub>之。此後人々被<sub>二</sub>退出<sub>一</sub>。（下略）

ちなみに、rは靖康の変で北宋が滅亡、南遷して南宋が始まる年であり、こうした混乱の中にあつたためか、以後しばらくは明州牒の到来すら不明になっており、承安二年（一一七二）の平清盛による通交や返書作成（q―2もその一

連の史料)まではこうした事案は見られない。したがってPの方式がどのようにして定着するのかは、不詳の部分も多い。前稿で触れたように、rは年紀制に基づく商客の安置・廻却が論議されたことが知られる最後の事例であり、この時点では撰関期からの方式がなお有効であった。一方、上述のように、j-1の『靈棋經』については、大治四年に白河法皇が崩じ、鳥羽院政が始まった時、大江通国が鎮西で書写したものを、弟で主典代の通景を介して新院に献上したことが知られる。この通国・通景の父国兼は大治二年頃から府目代として活躍し、大治五年に肥前守になった通国も父を補佐、任終の保延四年(一一三七)頃から府目代の地位を継承し、院―近臣都督―院庁実務官人層府目代という体制で府支配を行い、また大宰府における交易を掌握しようとしたことが指摘されるところである。<sup>56)</sup>

s『長秋記』長承二年(一一三三)八月十三日条

晴陰不<sub>レ</sub>定也。早朝帥中納言送<sub>レ</sub>書云、大切可<sub>二</sub>示合<sub>一</sub>事出来、可<sub>二</sub>来向<sub>一</sub>、蓋車可<sub>レ</sub>下也者。仍午時許行向。云、鎮西唐人舟来着、府官等任<sub>レ</sub>例存問、隨出<sub>二</sub>和市物<sub>一</sub>畢。其後備前守忠盛朝臣自成<sub>二</sub>下文<sub>一</sub>、号<sub>二</sub>院宣<sub>一</sub>、宋人周新船、為<sub>二</sub>神崎御庄領<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>経<sub>二</sub>問官<sub>一</sub>之由、所<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>也。此事極無<sub>二</sub>面目<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>訴<sub>二</sub>申院<sub>一</sub>也。其上書案可<sub>二</sub>書給<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>振<sub>レ</sub>筆、唯和名書<sub>二</sub>天<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>候(作カ)也者。仍書<sub>二</sub>々案<sub>一</sub>。此次談<sub>二</sub>家中雜事<sub>一</sub>。(中略)抑宋人来着時、府官存問、早経<sub>二</sub>上奏<sub>一</sub>、安堵・廻却所<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>也。而可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>庄領<sub>一</sub>之由被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>一条、言語道断也。日本弊亡不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>論、外朝恥更無<sub>レ</sub>顧。是非<sub>レ</sub>他、近臣如<sub>二</sub>猿犬<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>為也。

但し、崇徳天皇治下に起きたsでは、大宰帥藤原長実(美福門院得子の父、鳥羽院近臣の中核をなす家保の兄)が源師時に憤懣をぶつけて、鳥羽院領肥前国神崎庄預所である平忠盛の行為を非難しており、これは院の下で交易経営に従事する院御厩司の役割やその交易拠点となっていた神崎庄の位置づけなどに起因するものと目されている。<sup>57)</sup>その他、前稿で触れた商客周良史の関白藤原頼通への名簿捧呈と同様、近衛天皇治下の仁平元年(一一五二)には商客劉文冲

が左大臣で内覧の藤原頼長（氏長者でもあった）に名簿を捧呈しようとする出来事があり（『宇槐記抄』仁平元年九月二十四日条、『古今著聞集』巻四）、これは先例に従って処理されているが、撰閲家の唐物獲得の熱意やその回路維持も看取される。このように見てくると、当該期には文書到来への対応の如き事案がなかったため、外交権の行使云々のあり方は不詳であるが、大宰府をめぐる交易や商客とのつながりに関しては、なお様々な勢力が活動する様態を窺うことができる。こうした状況は保元・平治の乱を経て、後白河法皇や平清盛の専制体制が確立する段階までは大きな変化はなかったと思われる。「はじめに」で述べたように、平安末期から鎌倉時代への展望を示すことも本稿の課題であったが、両時期にまたがる栄西や重源の渡海ともども、院政期の政治権力や国家体制、平氏政権や鎌倉幕府など武家政権の構造等の理解が不十分であるので、私なりの時代像探究を俟って、後考を期することにした。

### むすび

本稿では藤原頼通執政期以降の平安中・後期の対外関係の諸相や対外政策・外交権行使のあり方を考究しようとした。全体に関係史料の羅列に留まり、冗長な論述・論点整理が不十分なところが多い。また十二世紀中葉・後半は関係史料が意外に乏しいこともあって、後白河院政期や平氏政権の通交事例、平清盛による宋との関係構築の様態などには言及できなかった。清盛の通交の様相については新たな視点も示されており、<sup>58</sup>鎌倉時代の対外方策ともども、<sup>59</sup>今後の検討課題としたい。

七一『台記』久安三年（一一四七）十一月十日条

（上略）伝聞、撰政猷「孔雀・鸚鵡於法皇」。是西海庄所<sub>レ</sub>貢云々。

t-2 『台記』 久安三年十一月二十八日条

法皇借<sub>レ</sub>給鸚鵡於禪閣<sub>一</sub>。余見<sub>レ</sub>之、舌如<sub>レ</sub>人、能言是故歟。但聞<sub>レ</sub>其鳴<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>言語<sub>一</sub>。疑是依<sub>レ</sub>漢語<sub>一</sub>、日域人不<sub>レ</sub>聞知<sub>一</sub>歟。  
(下略)

t-3 『台記』 久安四年四月五日条

申<sub>レ</sub>孔雀於新院<sub>一</sub>見<sub>レ</sub>之。仁和寺法親王所<sub>レ</sub>献云云。其尾頗似<sub>レ</sub>画孔雀<sub>一</sub>、其躰貌美<sub>レ</sub>於去年孔雀<sub>一</sub>。

t-4 『御室相承記』 四高野御室

(上略) 自<sub>レ</sub>院被<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>鸚鵡<sub>一</sub>事。久安三年十一月廿日(庚辰)、被<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>之。杵嶋庄進<sub>レ</sub>孔雀<sub>一</sub>事。久安四年三月廿七日乙酉、進<sub>レ</sub>之。仍令<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>院。依<sub>レ</sub>御召<sub>一</sub>也。而觀覽以後返給。仍賜<sub>レ</sub>眞慶<sub>一</sub>了。

t-5 『本朝世紀』 久安四年閏六月五日条

内裏炎上之由、被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>大祓<sub>一</sub>。権中納言藤重通卿参<sub>レ</sub>仗座<sub>一</sub>、先定<sub>レ</sub>申日時<sub>一</sub>。次参議藤経定卿参<sub>レ</sub>八省東廊<sub>一</sub>、行<sub>レ</sub>大祓事<sub>一</sub>。抑去春比、大宰府博多津、宋朝商客渡<sub>レ</sub>孔雀及鸚鵡於本朝<sub>一</sub>、即献<sub>レ</sub>宇治入道大相国<sub>一</sub>。々々伝<sub>レ</sub>献法皇<sub>一</sub>。又仁和寺法親王自<sub>レ</sub>商客之手<sub>一</sub>伝得孔雀、同被<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>法皇<sub>一</sub>。御覽之後、各被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>返本所<sub>一</sub>。又青毛亀一頭、自<sub>レ</sub>鎮西<sub>一</sub>献<sub>レ</sub>入道相国<sub>一</sub>。同被<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>法皇<sub>一</sub>。御覽之後、同返遣。法皇内々仰<sub>レ</sub>稽古之輩<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>勒<sub>レ</sub>吉凶<sub>一</sub>、粗申<sub>レ</sub>不快之由<sub>一</sub>云々。又入道相国仰<sub>レ</sub>直講中原師元<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>勒<sub>レ</sub>之、申<sub>レ</sub>吉祥之由<sub>一</sub>。但至<sub>レ</sub>于孔雀・鸚鵡<sub>一</sub>者、先例申<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>火事<sub>一</sub>之由<sub>一</sub>云々。而今年自<sub>レ</sub>春及<sub>レ</sub>夏炎上連々、遂及<sub>レ</sub>皇居<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>天火<sub>一</sub>。玆獸<sub>レ</sub>奇獸不<sub>レ</sub>畜<sub>レ</sub>国、誠哉斯言。

t は久安三・四年の孔雀・鸚鵡献上に関わる史料である。当該期には久安六年に藤原忠実が忠通を義絶し、頼長に氏長者の地位を与える紛擾が起<sub>レ</sub>こる少し前で、既に対立は進行していたが、これらの摂関家の人々、仁和寺の覚法法親王(白河の子)、鳥羽法皇、崇徳上皇らの関係を窺う材料として、禽獸回覧の状況は興味深い。ただ、ここではt-1の忠

通の西海庄（島津庄）、t-4の仁和寺領肥前国杵嶋庄、t-5の博多津到来の商客からの忠実への献上と、摂関家や大寺院が唐物（t-5との関連は不明であるが、『台記』久安四年四月十八日条に「禪閣給<sup>二</sup>宋国当時天子手跡<sup>一</sup>」とあり、忠実が宋・高宗の書を所持していた）・珍獣を入手し、院は最終的には御覧を行うもの、その過程、交易や通交の掌握には関与していない点に留意しておきたい。

また西海庄・杵嶋庄については、各荘園の所在地で商客と交易したことを示すのか、あるいはt-5の如く、実際には博多津での入手によるものかは議論が残り、これはsの肥前国神崎庄をめぐる理解、即ち宋人周新の船がここに来着したのか、博多での出来事と見るべきなのかにも関わる問題にもつながる<sup>⑧</sup>。この論点は前章末尾で記したような当時の国家体制、地方把握のあり方をどのように考えるかという課題にも関連しており、tのようなその糸口となる事例の存在を示し、今後の検討課題を掲げたとところで、蕪雑な稿を終えることにしたい。

註

(1) 拙稿「朱仁聰と周文裔・周良史―来日宋商人の様態と藤原道長の対外政策―」(『東洋大学文学部紀要』史学科編四〇、二〇一五年)。以下、前稿と称する。

(2) 私なりの通史的把握としては、a『白村江』以後(講談社、一九九八年)、b『東アジアの動乱と倭国』(吉川弘文館、二〇〇六年)、c『倭の五王』(山川出版社、二〇一〇年)、d『遣唐使の光芒』(角川学芸出版、二〇一〇年)、e『東アジア史の中の古墳時代』(『古墳時代の考古学』一、同成社、二〇一一年)などを参照。対外関係史の研究動向としては、荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係』一―三(吉川弘文館、二〇一〇・二〇一一年)を参照されたい。

(3) 田島公 a『大宰府鴻臚館の終焉』(『日本史研究』三八九、一九九五年)、b『平安中・後期の対外交流』(『福井県史』通史編一原始・古代、一九九三年)、渡邊誠 a『年紀制と中国海商』、b『大宰府の「唐坊」と地名の「トウボウ」』(『平安時代管理貿易制度の研究』思文閣出版、二〇一二年)、山内晋次 a『香要抄』の宋海商史料をめぐる(『アジア遊学』一三二、二〇一〇年)、b『日宋貿易と「トウボウ」をめぐる覚書』(『東アジア海域叢書』第一一巻寧波と博多、汲古書院、二〇一三年)など。

(4) 渡邊誠 a『十二世紀の日宋貿易と山門・八幡・院御廨』(註(3)書)、b『後白河法皇の阿育山舍利殿建立と重源・栄

西』(『日本史研究』三七九、二〇一〇年)、c『後白河・清盛政権期における日宋交渉の舞台裏』(『芸備地方史研究』二八二・二八三、二〇一二年)、林文理『博多綱首の歴史的位置』(『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年)、大庭康時『博多綱首の時代』(『歴史学研究』七五六、二〇〇一年)など。

(5) 九世紀末―十一世紀末については、拙稿 a『九世紀の入唐僧』、b『入宋僧成尋の系譜』(『成尋と參天台五臺山記の研究』吉川弘文館、二〇一三年)を参照。

(6) 『参記』は計四百七十日の渡海日記であるが、二日間(巻二熙寧五年七月十二日条〔二〇〕、巻六熙寧六年正月二十四日条〔三三〕)だけ記事が欠落している。最新の校訂本である王麗萍校点『新校參天台五臺山記』(上海古籍出版社、二〇〇九年)、また白化文・李鼎霞校点『參天台五臺山記』(花山文藝出版社、二〇〇八年)などは現存記事によって②③までの番号を付しているが、拙稿『參天台五臺山記』東福寺本の校訂本(案)〔遺唐使の特質と平安中・後期の日中関係に関する文献学的研究』平成十九年度―平成二十年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書(研究代表者:森公章)、二〇〇九年)により欠落二日分を含めて④⑤までの番号を付した形に記事番号を示した。

(7) 拙稿『劉琨と陳詠』(註(5)書)を参照。

(8) 『百鍊抄』永承三年(二〇四八)八月十一日条「大宋国商客来朝。有」議令「廻却」とあるのが、陳詠の第一回目の来航と関

係するのかもしれない。なお、『入唐記』に「慶盛（永承四年申）給官符」入唐。後冷泉院御代也」とあるのは、この時の廻却の便船を利用した渡海と推定されよう。

- (9) 成尋の渡海と宋入国のタイムイニングについては、拙稿「宋朝の海外渡航規定と日本僧成尋の入国」（註(5)書）を参照。なお、『朝野群載』巻二十所収宋・崇寧四年六月公憑によると、綱首李充の船には七十一人が乗船しており、多くの宋人が来日していたことが窺われる。李充自身も前回は莊嚴という者の船で来航していたようであり、その他、『本朝世紀』天慶八年七月六日条では蔣衮らの呉越船一艘には百人が乗船、『小右記』万寿四年八月三十日条には新入宋人六十四人とあり、多くの同乗者の存在が知られる。

- (10) 日本の紙が中国でも評価されていたことは、池田温「前近代東亜における紙の国際流通」(『東アジアの文化交流史』吉川弘文館、二〇〇二年)を参照。

- (11) aの林養を林阜の父に比定すべきことは田島註(3) b論文でも指摘されている。前稿で整理した周文裔は二十歳の頃から宋商人の船の一乗組員として彼我往来を重ねており、二十五歳の時に日本人妻との間に周良史を儲け、その後良史を宋に連れ帰って養育、綱首として参来した二度目の来航時には良史も日本に到来している(時に三十六歳)。したがって林養についても同様の経歴を重ねていたとすれば、林阜が日本人妻との間に生まれた可能性もあり得るが、a以前の林養の動向

が不明なので、ここでは本文のように考えてみたい。なお、伊井春樹『成尋の入宋とその生涯』(吉川弘文館、一九九六年)一〇四―一〇五頁は、『百鍊抄』治暦二年(一〇六六)九月八日条「唐人来着定。先年唐人流来賜糧返遣。其母爲報申子恩、件子供重参来貢貨物。此事頗非例事、仍令定申之」とあるのをaの林養に比定するが、林養は日本に滞在したままであつたと思われるので、この理解には従えない。ちなみに、『朝野群載』巻五成徳二年(一〇八五)十月二十九日陣定文(後掲史料m-2)には「商客孫忠・林阜等参来事」とあり、林阜は彼我往来を重ねる処世に転じたものと思われる。

- (12) 日渤海関係の概要については、拙稿「賓礼の変遷から見た日渤海関係をめぐる一考察」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、二〇〇八年)を参照。なお、鈴木靖民「兵庫県祢布ヶ森遺跡出土木簡と天長四・五年の渤海使」(『日本古代国家形成と東アジア』吉川弘文館、二〇一一年)は、「雪猶寒」の習書木簡などに依拠して、但馬国府において国司や国博士が主催する渤海使との漢詩の交歓が行われたことを推定している。

- (13) 『西宮記』第一正月・除目にも「文章生(三人、北陸・山陰道・大宰)」とある。

- (14) b-4の「雑物」については、交易品の区分である貨物・和市物・雑物の雑物(官司先買権の法網を免れて、宋商人が独自に売買できるもの)なのか、一般的な種々の物の意なのかは不明である。

- (15) 渡邊註(3) b論文が唐人居留に関連する地名を広く塊集しているが、北陸道方面には見出せないという。
- (16) 本書状群の位置づけについては、五味文彦「紙背文書の方法」(『中世をひろげる』吉川弘文館、一九九一年)、本書状の内容理解に関しては、田島註(3) b論文八〇五頁を参照。
- (17) 拙稿「交流史から見た沖ノ島祭祀」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議(福岡県・宗像市・福津市)編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告)Ⅲ、二〇一四年)。
- (18) d-2の「例」は不詳であるが、名例律化外人相犯条には「凡化外人同類自犯者、各依本俗法」、異類相犯者、以法律論とあって、唐律の属人法主義と属地法主義に依拠したものであった。但し、坂上明兼の『法曹至要抄』上「五十二化外事」には「釈云、即如与化内人、相犯并犯此土制法者、皆依法律断耳」という解釈も示されている。八・九世紀を中心とする事例は、拙稿「古代日本における在日外国人観小考」(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年)を参照。
- (19) 渡邊註(3) a論文二二九～二三〇頁。
- (20) 中田薫「コムメンダチオ」と名簿捧呈の式」(『法制史論集』第二巻、岩波書店、一九三八年)。
- (21) 渡邊註(3) b論文。
- (22) 田島註(3) b論文八〇八頁は、貿易そのものが衰退したのか、史料制約によるものなのかは判断が難しいとする。
- (23) 拙稿「大宰府および到着地の外交機能」(註(18)書)。
- (24) 田島註(3) a論文。
- (25) 「居(唐カ)坊」の校訂は渡邊註(3) b論文三二六頁の指摘による。
- (26) 服部英雄 a「宗像大宮司と日宋貿易」(『境界からみた内と外』下巻、岩田書院、二〇〇八年)、b「宗像の島々・小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議(福岡県・宗像市・福津市)編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告)Ⅰ、二〇一〇年)など。
- (27) 渡邊註(3) b論文。但し、三三三～三三三二頁では宋人居留地の分散化を全く否定するものではないと述べられている。その一方で、やはり博多の隔絶性に留意すべきことを指摘されている。なお、山内註(3) b論文も参照。
- (28) 『今昔物語集』巻二十四第二十二話「俊平入道弟、習算術語」(『宇治拾遺物語』下―一八五〔巻一四ノ一〕「高階俊平が弟入道、算術事」も参照)は大宰権帥藤原実成(公季の子、長元六年(一〇三三)十二月、長暦元年(一〇三七)八月在任)の downward に従って唐人に算術を習った者が宋に連れて行かれそうになるのを免れた話であり、この頃はまだ長期滞在型から短期往来型への転換期であって、一度渡宋すると、容易には日本に戻ることができない状況であったと目される。
- (29) 拙稿「大唐通事張友信をめぐる」(註(18)書)。
- (30) 当該期の府官長をめぐる事件については、有川宜博「十一世紀初頭の宇佐宮と大宰府」(『九州史学』六九、一九八〇年)、佐々

木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論」(『奈良平安時代史論集』下巻、吉川弘文館、一九八四年)などを参照。

- (31) 「雲州消息」巻下末には大宰大貳から伊勢守殿宛の書状に「某月某日着<sup>二</sup>博多津<sup>一</sup>、某日着<sup>二</sup>鎮西府<sup>一</sup>。此間無<sup>二</sup>風雨之難<sup>一</sup>、神道祐之歟。宋朝商客其期已來、貨物多倍<sup>二</sup>於前々<sup>一</sup>云々」とあり、勢州蚌胎の名月之珠と麝臍之香・鳳文之鏤や紺青・蘇芳との交易を求める旨が伝達されており、日本側でも玉の価値は知られていたと思われる。また筑前守から主計頭殿宛の書状では象眼・雌黄を進上するとともに、「先年宋人貨物之中有<sup>二</sup>叢竹綾<sup>一</sup>。仍尋<sup>二</sup>商船<sup>一</sup>所<sup>二</sup>求搜<sup>一</sup>也。右集<sup>二</sup>兩局<sup>一</sup>、周四郎所<sup>レ</sup>志也」といった情報も伝えられている。

- (32) 太田晶二郎「『靈棋経』」(『太田晶二郎著作集』第一冊、吉川弘文館、一九九一年)。

- (33) 水田紀文「宋音般若心経」(『国語学』四八、一九六二年)。

- (34) 註(5) a 拙稿。

- (35) 当時の日麗関係については、拙稿「古代日麗関係の形成と展開」(註(5) 書)を参照。

- (36) 原美和子 a 「成尋の入宋と宋商人」(『古代文化』四四の一、一九九二年)、b 「宋代海商の活動に関する一試論」(『中世の対外交流』高志書院、二〇〇六年)、山内晋次「疏黄からみた海域アジア史」(『九州史学』一六〇、二〇一一年)、渡邊註(3) a 論文など。

- (37) 河内春人「宋商曾令文と唐物使」(『古代史研究』

一七、二〇〇年)、渡邊誠「管理貿易下の取引形態と唐物使」(註(3) 書)など。

- (38) 拙稿「平安貴族の対外認識についての一考察」(註(18) 書)。

- (39) この公憑については拙稿「宋朝の海外渡航規定と日本僧成尋の入国」(註(5) 書)、河辺隆宏「朝野群載」所収宋崇寧四年「公憑」について(『情報の歴史学』中央大学出版部、二〇一一年)などを参照。

- (40) 註(7) 拙稿を参照。

- (41) 1-7上略部分には「尚右府被<sup>レ</sup>示云、昨日於<sup>二</sup>博陸御前<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>議定<sup>二</sup>了<sup>一</sup>」とあり、前日に撰閑邸での殿下議定が行われていたことがわかる。美川圭「公卿議定制から見る院政の成立」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年)によると、殿下議定は撰閑が参加者を選定するものであるが、大略はここで決定がなされ、陣定は形骸化していくとされる(1-7上略部分にも当日の陣定について「件定雖<sup>二</sup>尤無<sup>レ</sup>益<sup>一</sup>」とある)。但し、ここではいくつかの異見も呈されているので、兵具売却の件は不明になるものの、今回の事件への対応はさらに継続審議とされている。なお、経平の女典侍経子は白河天皇との間に仁和寺御室覚念(最初の法親王である覚行法親王)を生んでおり、経平の背後には白河天皇がいたと考えられる。

- (42) 山内註(36) 論文。

- (43) 森克己「新訂日宋貿易の研究」(国書刊行会、一九七五年)二七〇-二七一頁、シャルロット・フォン・ヴェアシアア『モ

ノが語る日本対外交易史」(藤原書店、二〇一一年)など。

- (44) 永山修一「キカイガシマ・イオウガシマ考」(『日本律令制論集』下巻、吉川弘文館、一九九三年)、野口実「薩摩と肥前」(『鹿兒島中世史研究会報』五〇、一九九五年)、山内晋次「日宋貿易と『硫黄の道』」(山川出版、二〇〇九年など)。

- (45) 渡邊誠「平安貴族の対外意識と異国牒状問題」(『歴史学研究』八二三、二〇〇七年) 一頁は、「火薬兵器を持たず、宋における硫黄の使途を正確に把握していたと思われぬ日本政府は、応徳二年の硫黄購入計画によって、宋政府の外交交渉が、畢竟、海商の通商目的に過ぎないと認識するに至ったのではないか」と述べている。

- (46) 註(7) 拙稿。

- (47) なお、島田正郎「日遼交渉」(『遼朝史の研究』創文社、一九七九年)、上川通夫 a 「日本中世仏教の成立」(『日本中世仏教と東アジア世界』塙書房、二〇一二年)、b 「東密六字經法の成立」(『日本中世仏教史料論』吉川弘文館、二〇〇八年)などは、僧明範を承暦四年(二〇八〇)の如法愛染明王法支度注文の差出に見える「行事大法師明範」、『東域伝灯目録』に「隨函音疏」の伝来と関連する「遼代婦日記」の作者に比定し、白河法皇の寵愛を得て遼(契丹)仏教の導入のために渡海したものと見ている。但し、保立道久「院政期の国際関係と東アジア仏教史」(『歴史学をみつめ直す』校倉書房、二〇〇四年)は藤原伊房―四条宮寛子―藤原頼通―後冷泉天皇―源隆国―

成尋―劉琨というつながりを復原し、むしろ白河法皇は今回の事件で摂関家に掣肘を加えたとする見解を呈している。商人僧明範の行為と大法師明範の人物像には重なり難いところがあり、後者を支持しておきたい。

- (48) 石井正敏「異国牒状記」の基礎的研究」(『中央大学文学部紀要』五四、二〇〇九年)の校訂文に依拠。

- (49) 忠実による公家社会の頂点に立つ家格としての摂関家確立の様相については、元木泰雄「藤原忠実」(吉川弘文館、二〇〇〇年)を参照。

- (50) 田中健夫編「訳注日本史料善隣国宝記・新訂統善隣国宝記」(集英社、一九九五年)。

- (51) 拙稿「古代日本における対唐観の研究」(註(18)書)。

- (52) 中野高行「慰勞詔書に関する基礎的研究」、「慰勞詔書の「結語」の変遷」、「慰勞詔書と「対蕃使詔」の関係」(『日本古代の外交制度史』岩田書院、二〇〇八年)、廣瀬憲雄「慰勞詔書・論事勅書の形式とその継受」(『東アジアの国際秩序と古代日本』吉川弘文館、二〇一一年)など。

- (53) 日麗関係については、註(35) 拙稿を参照。

- (54) 山崎寛士「書簡から見た宋代明州対日外交」(『東アジア世界史研究センター年報』三、二〇〇九年)。なお、山崎氏は『玉葉』承安二年九月二十二日条に「其後一条院御時、異国供物。其牒状書主上御名(但仁懷、書聞違歟。仍不<sub>レ</sub>及沙汰<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>返了」とあるものも、国書到来の可能性を示すとする。但

し、氏の出典引用は九月十七日条で、「後一条院御時：」となつており、これを後一条朝の出来事、藤原道長の後援による寂照の渡海と真宗皇帝・楊億との関係に起因するものと解しているが、『玉葉』では一条朝の事案であることが明白で、この点は訂正を要する。氏も一条朝の奄然の入宋に触れられているが、いずれにしても一条朝のどの時点で出来事かは不詳であり、国書到来の可能性のみを紹介しておきたい。

- (55) 渡邊註(45) 論文一二頁は、年紀制の停止は商客の来航を天皇の主催する国家機構が一元的に管理する体制を放棄したことを示すと指摘している。また入宋僧も平安末期の栄西・重源まで見えなくなり、国家・王権は対外関係から一歩身を退き、距離を置くようになると評されているが、以下で述べるような様相もふまえて、さらに検討を加えることを課題としたい。

- (56) 小川弘和「白河・鳥羽院政期の大宰府と府目代」(『熊本学園大学論集総合科学』一六の一、二〇〇九年)、「院政期の肥前社会と荘園制」(『熊本史学』九五・九六、二〇一二年)など。なお、1-7にも府目代による唐物買取が見える。

- (57) 渡邊註(4) a 論文。院御既司については、木村真美子「中世の院御既司について」(『学習院史料館紀要』一〇、一九九九年)、高橋昌明「清盛以前―伊勢平氏の興隆―」(『増補改訂版』(文理閣、二〇〇四年)一六六―一七六頁などを参照)。

- (58) 高橋昌明『平家と六波羅幕府』(東京大学出版会、二〇一三年)、

渡邊註(45) 論文・註(4) c 論文、山内晋次「平氏と日宋貿易」(『神戸女子大学古典芸能研究センター紀要』六、二〇一二年)、シャルロット・フォン・ヴェアシア「平清盛と唐船」(『日本歴史』七七九、二〇一三年)、渡邊註「平安・鎌倉期「唐船」考」(『九州史学』一七〇、二〇一五年)など。

- (59) 榎本渉「日本の墨蹟史料から見た南宋朝の海上活動」(『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集、二〇〇九年)、中村翼 a 「鎌倉中期における日宋貿易の展開と幕府」(『史学雑誌』一一九の一〇、二〇一〇年)、b 「鎌倉幕府の「唐船」関係法令の検討」(『鎌倉遺文研究』二五、二〇一一年)、c 「唐船貿易の変質と鎌倉幕府」(『史学雑誌』一二一の二、二〇一二年)、石井正敏「武家外交」の誕生(NHKブックス、二〇一三年)など。

- (60) これら禽獸献上の意味合いや他の事例については、皆川雅樹「動物の贈答」(『日本古代王権と唐物交易』吉川弘文館、二〇一四年)を参照。なお、皆川氏一六九頁では1-5の博多津宋商から忠実への孔雀・鸚鵡献上を久安四年春と解している。『中外抄』上―七四・七五には久安四年四月十八日に孔雀・鸚鵡、八六には同年閏六月四日に「鎮西毛龜明日一定可御覧」歟」という話題が記されており、「去春比」はやはり久安四年の出来事を示すと見るのがよいであろう。

- (61) 元木註(49) 書。

- (62) 服部英雄「久安四年有明海にきた孔雀」(『歴史を読み解く』青史出版、二〇〇三年)、註(26) a 論文、石井正敏「肥前国

神崎荘と日宋貿易」(『古代中世史料学研究』下巻、吉川弘文館、一九九八年)、小川弘和「撰関家領島津荘と〈辺境〉」(『熊本学園大学論集総合科学』一三の二、二〇〇七年)、柳原敏昭 a「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』四四八、一九九九年)、b「唐坊と唐人町」(『日本の対外関係』吉川弘文館、二〇一〇年)、渡邊註(3) b論文など。また『古代文化』五五の二・三(二〇〇三年)の万之瀬川下流域の特集も参照。なお、服部氏が指摘するように、『公卿補任』仁安二年(一一六七)条尻付によると、平清盛は太政大臣辞任に際して、肥前国杵嶋郡などに大功田を得ており、この方面を重視していたことが窺われる。ちなみに、柳原氏は a 論文で博多以外の唐房の成立時期は十二世紀後半以降に成立すると見て、時期差も考慮すべき旨を示されている。このあたりの議論では十二世紀中葉までの様相と後半以降のあり方を区別して考える必要が窺われ、その意味でも当該期の動向全体を視野に入れて考究を進めることが求められるところである。